

肥後国西安寺五輪塔群

平成一九年 藤本興玉筑町教育委員会

『肥後国西安寺五輪塔群』正誤表

| 正誤箇所 | 誤 | 正 |
|------------|----------|----------|
| 25頁下段 7行目 | 為臨生極樂 | 為臨終生極樂 |
| 25頁下段 10行目 | 八月彼岸立 | 八月彼岸之 |
| 51頁下段 系図中 | 頼家 | 頼宗 |
| 60頁上段 2行目 | 為臨生極樂 | 為臨終生極樂 |
| 60頁上段 3行目 | 八月彼岸日 | 八月彼岸之 |
| 68頁上段 20行目 | 嫡 坂井三郎頼房 | 嫡 板井三郎頼房 |

はじめに

熊本県玉名郡玉東町は県の北西部に位置し、多くの文化財があり、長い月日の歴史と文化を今に伝えています。それらのなかで最も著名なものに「西安寺五輪塔群」があります。

この五輪塔群を中心とする西安寺については昭和三八年八月、田邊哲夫氏を調査委員長とする「西安寺の調査」として総合調査が行われ、その成果は、昭和四二年三月に、「熊本県文化財調査報告第八集」にまとめられ、それに基づき昭和四七年、「西安寺の五輪塔群付板碑群等」として熊本県の重要文化財に指定されました。その後、平成七年には、多くの方々の協力により、新たな遺跡や古文書の発見調査をふまえた『玉東町史』が完成し、太古以来の本町の歴史がよみがえりました。

しかし、なおこの五輪塔群の歴史的位置は不明確のまま残されました。そこで、今回あらためてその謎の解明に取り組むことにし、朽津信明・工藤敬一・狭川真一・前川清一の各氏にそれぞれ専門的見地からの調査研究を委嘱しました。本書はその研究成果をまとめたものです。これにより西安寺五輪塔群の歴史的位置は、かなり明確になつたと思われます。本書は玉東町の歴史を知る貴重な財産となり、五輪塔群をはじめ本町の文化財の保存・整備の基礎資料となるでしょう。

調査研究執筆に当られました先生方、および本書刊行にご尽力いただきました関係各位に心から御礼申し上げます。これを機に町民の皆様はもとより、多くの方々が本町の歴史的文化遺産の保全・整備・活用に一段の関心を寄せていただくようお願い申し上げ刊行のご挨拶と致します。

平成一九年三月

玉東町教育委員会

| | |
|----------------------|----|
| I 現況編 | 1 |
| 一 西安寺五輪塔群の位置 | 5 |
| 二 玉東町全図 | 6 |
| 三 西安寺五輪塔群とその周辺（航空写真） | 7 |
| 四 西安寺五輪塔群周辺の字図 | 8 |
| 二 西安寺五輪塔群の現状 | 9 |
| 一 号塔 嘉元二年（一一〇四） | 10 |
| 二 号塔 正嘉元年（一一五七） | 11 |
| 三 号塔 正應元年（一二八八） | 12 |
| 四 号塔 文仲二年（一二七三） | 13 |
| 五 号塔（無銘） | 13 |
| 六 号塔 嘉元二年（一一〇四） | 13 |
| 西安寺五輪塔群とその周辺図 | 14 |

II

研究編

| | | |
|-----------------------|------|----|
| 一 西安寺五輪塔群の建立時期について | 前川清一 | 16 |
| 二 西安寺五輪塔群の形態的位置 | 狭川真一 | 28 |
| 三 石材の硬さから見た西安寺五輪塔群の評価 | 朽津信明 | 39 |
| 四 西安寺の建造物遺構について | 前川清一 | 43 |
| 五 文献から見た山北相良氏について | 工藤敬一 | 48 |

III

資史料編

| | | |
|------------------|----|----|
| 一 山北相良氏関連文書 | | |
| 二 国指定重要文化財の五輪塔一覧 | 62 | 61 |
| 三 西安寺および山北相良氏略年表 | 70 | 69 |

IV

編集後記

| | | |
|-------|----|----|
| 協力者一覧 | 71 | 71 |
|-------|----|----|

凡例

一、本書は、玉東町教育委員会が西安寺五輪塔群の今後の保全整備活用を図るために作成するものである。

二、「I 現況編」を前川清一が執筆・編集、五輪塔実測図を狭川真一が作成、周辺の地形実測図を町教育委員会で委託作成した。航空写真・管内図は玉東町で作成したものと、それをベースに前川清一・清田祐幸が編集した。「II 研究編」は前川清一、狭川真一、朽津信明・工藤敬一が執筆、「III 資料編」の文書・年表は工藤敬一、国指定重要文化財（建造物）五輪塔一覧は前川清一が作成した。

三、使用した図版は、特記のないものについては、各執筆者が作成した。

四、敬称は略させていただいた。

五、五輪塔の銘文や古文書については、原則として原文のままとしたが、常用漢字を用いたところもある。

六、五輪塔の銘文の訛りについては、前川清一が平成一九年三月三日・一日に拓本採択し、さらに終日現地で光線の具合を見ながら最終確認を行つて作成した。本書の訛りが定本となることを期待している。

※表紙は、西安寺五輪塔群の正嘉元年の五輪塔（二号塔）である。

裏表紙は、西安寺五輪塔群を南西方向から撮影したもので、左側から嘉元一年の五輪塔（一号塔）、正嘉元年の五輪塔（二号塔）、正応元年の五輪塔（三号塔）である。また、奥に見えるのは白山宮の本殿と拝殿である。何れも前川清一が撮影した。

I
現
況
編

一 西安寺五輪塔群の位置

西安寺五輪塔群は、熊本県玉名郡玉東町西安寺白山宮の境内にある。

また、熊本平野と玉名平野を隔てる金峰山系の一つで、最も北側に位置する三ノ岳の麓の緩やかな丘陵が、西安寺川により解析された谷間の奥まつたところに白山宮がある。

また、西安寺五輪塔群は、玉東町を東西に横切る鹿児島本線の木葉駅から、ほぼ南方に四キロメートルほど行ったところに位置する。

西安寺の東方には、平安後期から栄えた円台寺があり、天台修驗の道場として栄えていた。

西方へ六キロメートルほど行った所には伊倉がある。当時ここを菊池川が流れてい、海外との交易が行なわれるなど、港として栄えたところである。

当時は宇佐八幡宮領であり台密寺院として報恩寺があつた。このように、多くの寺院が天台系であるのに対し、西安寺は東密の寺院としてこの地に楔の「ご」とく、真言宗に基づく仏教文化の華を咲かせている。

ところで、西安寺五輪塔群は、今日の字名となつた中世寺院西安寺跡（白山宮境内）にある。この白山宮の社殿から西南方向に五〇メートルほど入ったところに、三方を孟宗の竹林に囲まれた中に位置している。

なお、白山宮の周辺を見渡すと、北方二〇〇メートル程離れた所に「古宮」、白山宮前の道路を挟んだ東側に「寺山」の字名が見られる。この寺山には、室町時代の五輪塔の残欠などが見られる。

「宮の元」との境界を為す道路沿いの「寺山」には古い湧水の井戸がある。その傍らには、「阿弥陀堂」があり、およそ一キロメートルほど離れた西方の「八郎丸」から戦後に移設されたものである。



寺山から白山宮を望む



白山宮（左：本殿 右：拝殿）



右側より一号～六号塔



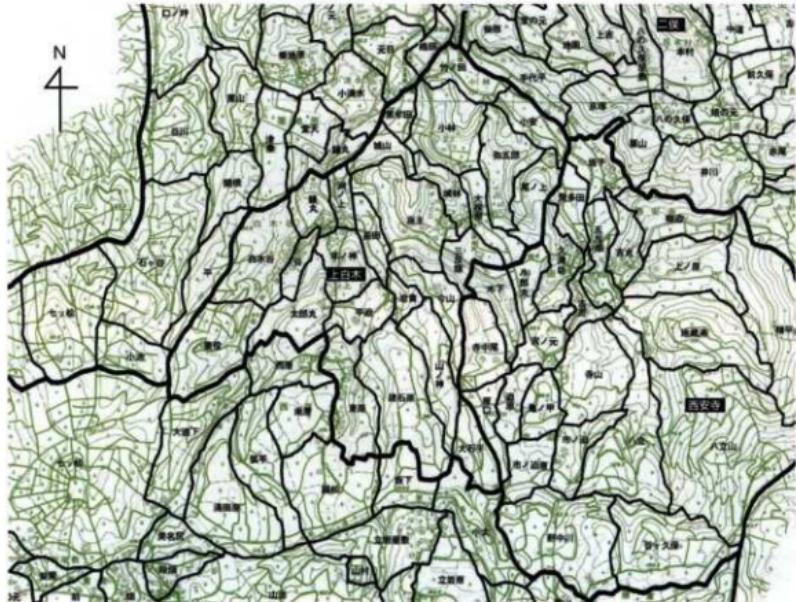
白山宮より寺山を望む（右：阿弥陀堂）

熊本県 玉名郡
玉東町全図





西安寺五輪塔群とその周辺（航空写真）



西安寺五輪塔群周辺の字図

二 西安寺五輪塔群の現状

孟宗林に三方を開まれる様にして、西安寺五輪塔群を安置する石の基壇がある。これらの基壇の周囲を人が歩む通路の幅を残してセメント製のブロックが囲んでいる。

西安寺五輪塔群は、南北に細長く造られた石の基壇に、北側から一号塔（嘉元二年銘）、二号塔（正嘉元年銘）、三号塔（正応元年銘）、四号塔（文仲二年銘）、五号塔（無銘）、六号塔（嘉元二年銘）の順に並ぶ。

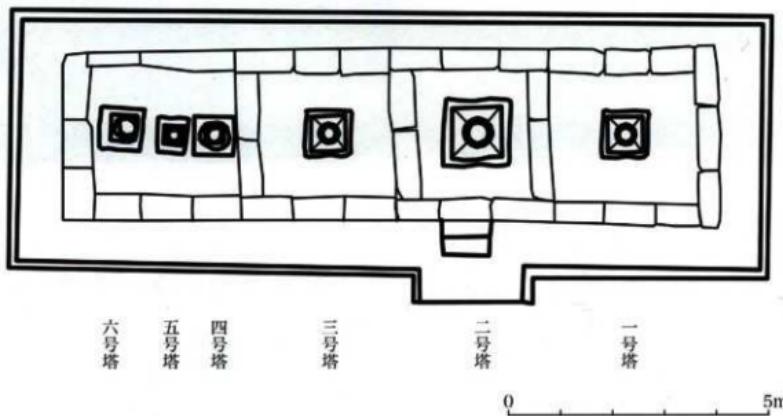
なお、一号塔・二号塔・三号塔の基壇は、他の基壇よりも一段高く造られている。

さらに、基壇の上にもう一段高い方形の基壇が作られ、その上に二号塔が安置され、五輪群のなかで最も威厳を持たせる工夫が図られている。

また、基壇上には、玉石が敷かれている。一号塔から六号塔の五輪塔は、この玉石の上に据えられている。

五輪塔の材質は、阿蘇熔結凝灰岩で造られている。雨曝しの下での保存状況は、良好に見えるが、注意してみると傷みが進んでいる。全体的には、石材表面の剥離が随所に見られる。また、三号塔の地輪下部には一部銘文の剥落があり、今後の検討課題である。

ところで、銘文の刻まれた方向は、一号塔の東面（涅槃門）、二・三・四・六号塔が西面（菩提門）に刻んでいる。本来、銘文は人が歩む方向に刻むものであり、基壇が整備された時期を含め、現在のような景観を形成した時期や五輪塔等の当初の位置については、今後の調査研究に俟ちたい。



西安寺五輪塔群の配図図

嘉元二(一一三〇四)年五輪塔(一号塔)



南東方向より撮影



北面



一号塔実測図 (1/24)



北面地輪

【一号塔】

奉造立

五輪塔婆一基

嘉祐二年甲辰八月日



當寺大檀那

遠江國住人相良三郎
左衛門入道淨位

正嘉元(一一五七)年五輪塔(二号塔)



東面



北東方向より撮影



西面地輪



二号塔実測図 (1/30)

【二号塔】

奉造立

五輪率都婆一基

正嘉元年巳八月日



當寺大檀那

遠江國住人相良五郎

左衛門入道淨信

正應元(一一八八)年五輪塔 (三号塔)



南東方向より撮影



西面



三号塔実測図 (1/22)



西面地輪

【三号塔】

奉造立

五輪半都婆一基

正應元年歲次戊子七月日



當寺大檀那

遠江國住人相良三貞

左衛門入道淨口

文中一一三七三〇年五輪塔（四号塔）



南面



西面



西面

【四号塔】

右意趣者三宝

沙汰

為現當之□地子

安念



哲文仲二年丑八月中一日

【六号塔】

（銘なし）

【五号塔】

洛陽六波羅住

諸正三郎左衛門

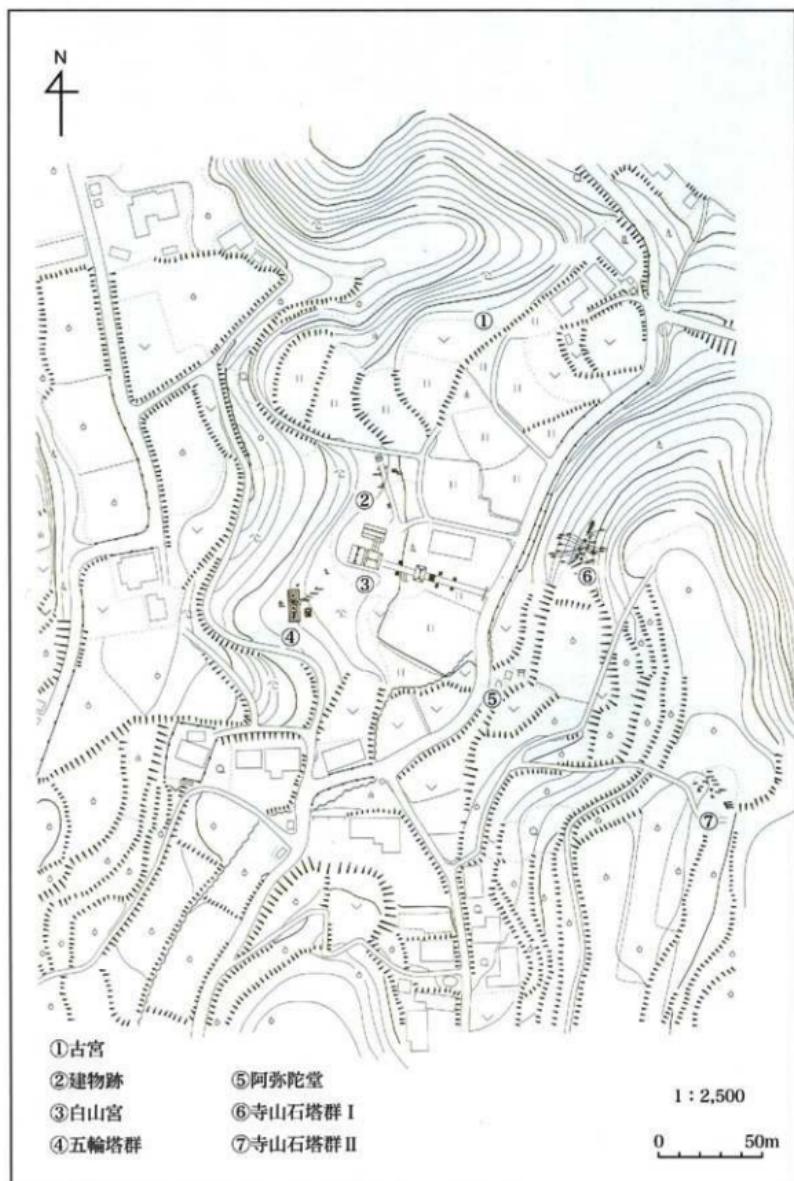
入□沙汰定智



嘉元二年辰七月

九日酉刻入滅生年九

西安寺五輪塔群とその周辺図



II
研
究
編

一 西安寺五輪塔群の建立時期について

前川清一

一 はじめに

西安寺は、遠州相良を本貫とする御家人の相良氏を祖とする山北相良氏の菩提寺とされたものである。また、西安寺跡には、全国的にみても造形的、歴史的にも極めて重要な五輪塔群がある。しかしながら、これらの五輪塔群の銘文については、「肥後國誌」「肥後地誌略」「新撰事類通考」「古塔調査録」(以後「古塔」)「宝鏡印塔の起源 続五輪塔の起源」(以後「続五輪塔」)などの諸書で記述の相違があり混乱があった。

昭和三八年に田邊哲夫を調査責任者として調査された成果が、昭和四一年に「熊本県文化財報告書第八集」に「西安寺の調査」(以後「西安寺」)をはじめ「御松団子能」、「久連子鳥」とともに収録され、熊本県教育委員会から刊行された。これにより、五輪塔群について一応の整理がなされ、銘文も完読された観があつた。

しかしながら、その後の調査成果として多田豊秋の「九州の石塔」(以後「九州」)が昭和五〇年に、また、「玉東町の仏像・石造物」(以後「石造物」)が平成五年に玉東町教育委員会から出され、若干の銘文の読みの修正がなされている。特に「石造物」において筆者は、拓本や現地調査に基づき、いくつかの読みの訂正を行つた。しかしながら、平成七年に刊行された「玉東町史」通史編(以後「町史」)では、昭和四二年に出された「西安寺」の影響力は強く、論考にも微妙に影を落としている。銘文についても「西安寺」か

ら引用され、その後の調査研究の成果は生かされていない。このために、「町史」においては、筆者の論考と異なる見解が併記されることとなつた。

なお、本稿では、一号塔から三号塔の建立時期について、紙幅の限られた「町史」には引用出来なかつた資料を基に、再度、考究の結果を記す。

二 西安寺五輪塔群の銘文について

西安寺五輪塔群の銘文については、今回の再調査で再度拓本を探り、現地での調査を重ね、ここに銘文の確定を行うものである。

【一号塔】

奉建立

五輪塔婆一基

嘉元二年甲八月日



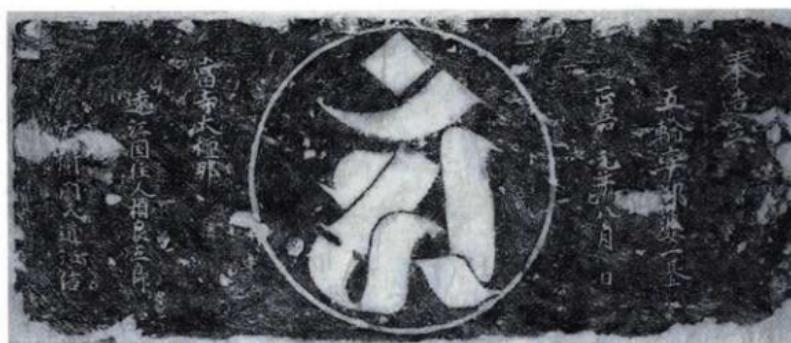
當寺大檀那

遠江国住人相良三郎

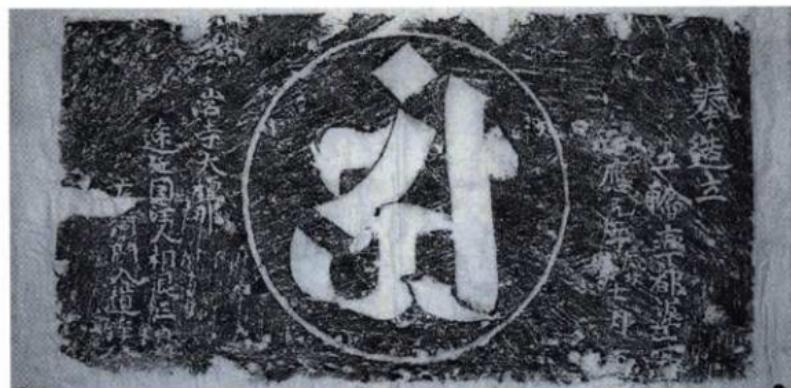
左衛門入道淨位



一号塔



二号塔



三号塔

【二号塔】

奉建立

五輪率都婆一基

正嘉元年丁巳八月日



當寺大檀那

遠江國住人相良五郎

左衛門入道淨信

【三号塔】

奉建立

五輪率都婆一基

正慶元年歲次戊子七月日



【四号塔】

右意趣者三寶

沙汰

為現當之口地子

安念



貴文仲二年丑八月中二日

【六号塔】

洛陽六波羅住

諸正三郎左衛門

入口沙汰定智



嘉元二年壬辰七月

九日酉刻入滅生年
八十九

當寺大檀那
遠江國住人相良三良
左衛門入道淨□



六号塔



四号塔

なお、銘文判読で従来のものとの相違を整理すると、以下のとおりである。

一号塔・二号塔の銘文については、地輪の傷みも少なく銘文も明瞭で毀損もない。既に江戸後期の八木田政名の「事蹟通考」でも正しく読まれて、二基とも誤読は最も少ない。

三号塔になると、田邊の「西安寺」報告に見られるように紀年銘の月日を「七月三」としている。これについては、筆者は平成五年の「石造物」や平成七年の「町史」で「七月日」と判読した。なお、「七月日」と読んだものは「続五輪塔」に収録された千々和実「初期五輪塔の資料三題」が最初である。田邊が「七月三」と読んだのは、拓本や肉眼で見た場合に最初の一画が割に良く見えるためであろう。しかし、「三」とした場合には、地輪に「日」を入れる余裕がなく不自然な表記となる。

これに対して「七月日」とした根拠の一は、供養塔には生前に建立する「逆修供養塔」と死後に造塔する「追善供養塔」とがあり、通常、後者については、年月日をきちんと刻む。しかし、「逆修供養塔」においては、日次を記入しないものが散見されること。その二に「月」の次の文字は「日」とも読めること。その三に「月」の下のスペースは、全体のバランスから見て一字を刻むのが限度であることである。

次に四号塔については、最初の行の末尾に「西安寺」では「□」としている。意味からすると「弟子」の二字と思われるが、刻まれた様子は見えない。なお、「九州」では、「□」はない。本書でも文字は無いものと判断した。

次に、「西安寺」では、三行目に「地子」、四行目に「為現當之□□□□」と記す。本書では「為現當之□地子」とする。「九州」では、「當」を「当」とし、その次の行の二文字について「西安寺」は「安全」「九州」では「安□」

としている。しかしながら、この箇所は二行目の「沙汰」に係るものであり

戒名を刻むことが自然であろう。筆者は「石造物」のなかで、「安念」とした。「念」の文字を分解してわかりやすく説明すると、「ひとがしら」の下部の「今」の横棒と「心」の第二画がかろうじて確認できる。

紀年銘については、「西安寺」が「八月中二日」、「九州」では「八月中□」とするが、これは「西安寺」の読みと同様「八月中二日」とした。「九州」が「八月中□」としたのは、「中二日」とした場合、日次を表現する手法としては、余り見られない使用法であったためと推測する。

六号塔について、「西安寺」は「諸岡三郎左衛門□」としているが、「九州」では「□」はない。石面がやや荒れていることもあるが、刻まれた痕跡を確認できない。

次に、三行目の「□」であるが、「西安寺」や「九州」でも同様に「□」となっている。この箇所は欠損しているので判読は不可能であるが、「西安寺」は「道」ではないかと推測している。意味からしても「道」で間違いないものと思われる。

さらに最後の行の末尾を「古塔」では「六十八」と讀んでいた。これに対して「西安寺」は「六十九」とする。「九州」では「六十九」とする。この部分は、拓本ではなく肉眼で観察した方が時間帯によっては良く見える。

また、「生年」(死去した時の數え歳)に係る文字であることから「化」では意味を成さない。「石造物」では、「□」は無く、最後の行の末尾についても「八十九」とした。今回も、これを踏襲する。

なお、紀年銘の年号の干支は、正しくは「甲辰」であるが実際には「壬辰」と刻まれている。この五輪塔が、追善により造立されたことによる生じた誤

りと思われる。追善の場合は、何時の時期に建立されたものか、建立された時期が刻まれていないと判断に苦しむ。後述するように、数十年後に建てられたものも存在するので、このような誤りも生じ易いのである。

三・五輪塔群建立の諸説について

「西安寺」のなかで、田邊は「（…）二号塔について特に考えられることは、一・三号塔と形式的にも大差がない、しかも巨大な五輪塔は鎌倉末期の流行であるから、或いは始祖の五郎左衛門が自ら建立したではなく、同じ三郎左衛門が、始祖の名を籍りて建立したものであるとも考えられるが、穿ち過ぎた見解であろうか。」とする。

また、「正嘉元年（一二五七）の紀年銘をもつ第一・二号五輪塔に『当寺大檀那』とあることからすると、この以前であろうと一応考えられるが、前述通り、第二号塔が第三号塔と前後して建立されたかも知れない」とする。『藏密には確実な塔で『当寺大檀那』と銘のある第三号塔の正應元年（一二八八）以前の創建とすべきであろう』と記す。

次に、平成七年の『町史』通史編のなかで、大城美知信は「二号塔（正嘉塔）が後の正應塔、嘉元塔と形式的にも大差ないこと、さらにかかる巨大五輪塔が鎌倉末期に多いことなどから、この塔は頼平自信の造立ではなく後代の追建であろうと推定した。」「紀年銘をなぜ正嘉一年としたかが問題となる。この紀年銘はおそらく頼平の没年を示しているのではあるまいか。そしてさらには推測を重ねれば、この頼平塔を建てたのは、もしかすると、早世した嫡子の二郎頼用であったかもしれない。」と記している。

多田豊秋は「九州」で「正應塔と嘉元塔との銘文は、紀年銘と『率都婆』『塔婆』の一字違いの他は全くの同文である。同一人の墓塔が同一場所に在る筈ではなく、何とも不思議なことである。強いて考えれば、前者が墓塔で、後者は供養塔であろうか。何れにしても同一面では、判断に苦しむ。」と記す。

これらに対して、筆者は、「町史」のなかで「三基の五輪塔を建てた人物は、逆修供養を行い自ら費用を捻出して造立したもの」とした。

このような認識の違いを正すには、まずもって正しい銘文の判読と、往時の造立の習俗を知る必要がある。そこで、平安後期から鎌倉後期までに建立された西安寺周辺の石造物や、相良氏に関連のある石造物の銘文について紹介し、検討資料とする。

はじめに、追善供養により建立された墓塔の例を示し、その後に逆修供養により建立された県内の石造物の銘文について紹介する。

（一）追善供養による造塔例（墓塔）

【例一】 名 称 円台寺建久四年笠塔婆（一九三）

所在地 鹿本郡植木町円台寺
奉建立石塔婆一基

右爲琢朗尊畫往生極樂

造立如件但生年十五歳

建久三年十二月廿八日寅時入滅

建久四年歲次壬午二月十三日壬子

建久三年（一一九七）一二月二八日に二十五歳で亡くなつた琢朗の靈が極樂



往生できるようにとの願いを込め、四五日後の二月一三日に追善の供養塔を建てる。

【例二】

名 称 円台寺建久七年笠塔婆
(一一九六)

所在地 鹿本郡植木町円台寺
學法房僧(欠損)四十八

建久七年三月廿二日入滅
同年三月廿六日造立之

建久七年二月二二日に生年四八歳の「學法房僧」のために、三四日後の三月二六日に追善塔が建てられたものである。一行目の欠損部分は、四文字であり、最初の二文字は僧名、後の二文字は「生年」と思われる。

【例三】

名 称 吉祥寺跡宝塔(一一五〇)

所在地 玉名市山田

奉造石塔
一基

夫傳聞造塔

善根者滅罪

生善宏基

往生極樂相

□也○藤原
太子聖靈為



離業得道造焉
乃至法界平等

利益敬白

建長二年大才庚戌五月十六日

この塔は、「藤原太子聖靈」とあり、藤原氏の長女の追善の為に建立されたものである。なお、当時の女性は、多くの場合、名前で記録されることは少ない。長女の場合は「太子」と書いて「おおいこ」と表音した。また、次女の場合は「二子」と表し「にのこ」と言つた。三女は「三子」で「さんのか」と読ませている。

一〇行目の「平等」については、拓本では石面に凹みがあるためによく見えないが、肉眼で確認できる。

紀年銘については、死去した日であるのか建立年であるかは不明であるが、このような場合には、通常、断りがない限り逝去了した年月日とみるべきであろう。

【例四】

名 称 吉祥寺跡毘沙門堂宝塔(一一五四)

所在地 玉名市山田

仏龕を挟んで、次の銘文がある。
(向かつて左側)

善哉ノリ尺迦牟尼世尊

能以平等大惠教菩薩法

佛所諸念妙法蓮華經為

大眾說如是 尺迦牟尼



世尊如所說者皆是真實

(向かって右側)

右造立志者為東山

田地主比丘尼戒念

成佛得道□又法界

衆生平利益也仍如件

建長二年子七月廿八日

戒念往生同六月廿八日□也

比丘尼戒念が建長六年六月二十八日に死去したので、成仏を願い三〇日後の同年七月二十八日に供養塔を建立し追善の墓塔としたものである。

九行目の四文字目は、「衆生平利益也仍如件」となっているが、「利」の前には「平等」と続くもので、本来の「等」が脱落したものであろう。

【例五】

名 称 伊倉本地主宇佐公満五輪塔（一二六〇）

所在地 玉名市伊倉本堂山

宇佐公満墓

為滅罪生善

決定生淨土

先承久元年

五月十六日死

今文應元年

秋彼岸改葬



伊倉本地主宇佐公満が承久元年（一二二九）五月二六日に死去したものを、四一年後の文応元年に改葬が行なわれ建立された道善塔である。改葬を行った人物は、おそらく後述の【例一四】の宇佐公長によるものであろう。

なお、「高瀬湊関係歴史資料調査報告（三）」（以後「高瀬」）では、三行目

の末尾の文字を「佛」としているが「善」である。

ところで、「高瀬」は、昭和六三年に玉名市・玉名市史編集委員会から出されたもので、原則として菊池川左岸を田添夏喜、右岸を筆者で調査報告し

たものだ。田添は伊倉本堂山の宇佐氏一族の五輪塔群について、水輪の「ほどぞ」を宝塔の「首部」とみなし「宝塔」と判断されたものである。ここに「五輪塔」であることを付言しておく。

また、宇佐氏一族の五輪塔群の地輪は、保護のために埋められた状況にあり、簡単に銘文の確認が出来ないため、筆者は「町史」においては「高瀬」に記された銘文を引用した。今回、疑問点が多くあり、調査を行い銘文の読みを修正した。

【例六】

名 称 念阿供養五輪塔（一二六〇）

所在地 玉名市伊倉本堂山

專修

念阿尊靈□

佛本願无量

必生極樂界

建長七乙卯

十一月十二日死



今文應元年

八月時正立

「念阿尊靈」[□]「佛本願無量必生極樂界」とあり、建長七（一二五五）年一月一二日に亡くなつた念阿弥陀仏の極楽往生を願い、六年後の文應元年（一二六〇）八月時正に追善供養塔が建てられたものだ。「時正」とは、彼岸の中日を指す。なお、「高瀬」では、最後の行は「八月時」となつてゐる。

「九州」では、「八月時正改葬」とある。

【例七】

名 称 慶專寺文永六年宝塔（一二六九）

所在地 玉名市中慶專寺

釋迦塔寶佛中[□]

右造立志者為慈父

滅罪生善增進佛道

所奉造[□]如[□]

文永第五天十二月廿日

往生同六年中冬廿七日奉



靈五七日造立



建治二季丙子
七月十八日

「沙弥空阿」の五七忌（死後三五日）供養の折
に建立された五輪塔である。

【例九】

名 称 行惠供養五輪塔（一二二二一）

所在地 玉名市伊食本堂山

奉為

伊倉保一方地^ノ沙弥[△]

行惠往生極示也

元亨二年十一月廿六日

入滅

公勝

公貞



文永五年一二月二〇日に死去した「慈父」の「滅罪生善增進佛道」を願い、文永六年一月二七日に追善供養塔として、建てられたものである。

【例八】

名 称 来光寺空阿五輪塔（一二七六）

所在地 玉名郡南関町西豊永来光寺

為沙弥空阿尊

元亨二年一月二六日に沙弥行恵の死去とともに、孝子（行恵の子供）とみられる公勝・公貞により建立された追善供養塔である。五輪塔の形態から、刻まれた紀年銘からそう経ていない時期の建立とみられる。なお、「高瀬」では、二行目は「伊倉保一方地頭沙弥」とあり、さらに五行目の「入滅」は、読み取られていない。「九州」では、「地頭」の箇所は「地^ノ」とある。

【例一〇】

(坐像)

名称 嵐島神社元亨二年五輪塔(一一三三二)

所在地 鹿本郡植木町田原舟底嵐島神社

奉造立五輪塔婆一墓

右志趣者爲田臺寺

住僧阿闍梨貞珍聖靈
成佛得道乃至法界平等利益也仍所奉造立

如件

元亨二年壬戌十二月廿日

入滅六十口

弟子僧珍祐白

元亨二年二月二〇日に僧阿闍梨貞珍の成仏を願い、弟子の珍祐により建立されたものである。五輪塔の形態から、刻まれた紀年銘からそろそろ経てない時期に建立されたとみられる。「九州」では、一行目の末尾は「基」とある。

(二) 逆修供養による造塔例

【例一二】

名称 明導寺九重塔(一一三三〇)

所在地 球磨郡湯前町辻城泉寺

奉造立九重石塔一基

右志者為淨心往生極求也

寛喜二年庚寅九月廿三日



(坐像)
大壇那沙弥淨心

大工兼佛師翠西

小工榮幸

院主念西

大旦那である「沙弥淨心」が、自らの往生極求を願い、寛喜二年九月二三日に建立したもので、銘文から逆修供養塔であることが知られる。また、逆修供養塔で、建立時期をばかさず日次を明瞭に刻んだ好例である。

【例一二】

名称 明導寺七重塔(一一三三〇)

所在地 球磨郡湯前町辻城泉寺

奉造立七重石(欠)

為往生極樂(為)

(欠) 四生皆成佛(欠)

(欠) □代□之狀如(欠)

(坐像)

寛喜二年庚寅十一月日

大願主沙弥淨心

大工幸西

榮幸

院主念(欠)

明導寺九重塔については、銘文から淨心一人の造塔作善塔となつてゐる。



なお、同時に十三重塔【例一三】の建立も行つて、これには、一族の安寧を祈願したものとなつてゐる。

【例一三】

名 称

明導寺十三重塔（一二三〇）

所在地

八代市植柳元町米宅

（欠）造立十三重石塔

右為滅罪生善乃至海界

（欠）等利益造立如件

大增那沙弥淨心
寛喜二年十一月日

大增那沙弥淨心

并藤原氏

（坐像）

大工兼佛師幸西

小工榮幸

行事 藤原頼忠

源光吉

鍛冶永正

院主金剛佛子念西

三行目の最初の文字は、現在剥離していくで読みないが、文意から「平」の文字が刻まれていたであろう。【例一二】から【例一三】の塔は、いずれも「大増那沙弥淨心」による造塔である。一族の幸せを願い建立したことが分かる。

また、七重塔と十三重塔は、「十一月日」と刻むもので、日次を示さず、西安寺五輪塔群の一號塔から三號塔に共通する表記となつてゐる。

【例一四】

名 称

宇佐公長逆修五輪塔
(一六〇)

所在地

玉名市伊倉本堂山

（欠）宇佐□□□

（欠）長現□□時

為臨生極樂

自造□塔婆也

文應元年庚申

八月彼岸立



【例一五】

名 称 川西の宝篋印塔（一三一四）

所在地 山鹿市菊鹿町下内田川西

奉造立

寶篋印石塔

一基



正和三年甲戌

三月廿八日

大壇那地頭

沙弥道妙

大法師遍照金剛

真空

井真蓮尼

「大壇那地頭沙弥道妙」が中心となり、建立した

逆修塔である。この地は、内田相良氏の支配下で

ある。



〔二〕追善供養と逆修供養による造塔の違いについて
〔一〕〔二〕において、西安寺周辺に位置する石造物の銘文の幾つかを列挙したが、その特徴を挙げてみたい。
追善塔の銘文に現れる特徴的な単語に次のようなものがある。
「生年」〔例一〕、「尊靈」〔例一・六八〕、「入滅」〔例二・九〕、「聖靈」〔例三・九〕、「死」〔例五・六〕、「改葬」〔例五〕、「五七日」〔例八〕、「入滅」〔例九・一〇〕である。
〔例二〕についても「生年」と刻まれていたと思われるが欠損している。
このほかに、「往生」については、追善供養塔に使用されたもので、願文としての「極樂往生」との使用例とは明らかに区別されよう。
また、「改葬」については、貴重な使用例である。先祖供養を行った際の財力を背景とした石造物による墓塔の建立の様子を窺い知ることが出来る。

死亡した期日と追善塔を建立した日が刻まれた例としては、〔例

四衆逆修生七往生淨土經」略して「仏說預修十王生七經」あるいは単に「十王經」が受け入れられて行く時期に当たり、死者の七日毎に行われる七七忌の習俗が定着する以前の供養の形態を知る資料となっている。ただ、〔例九〕は「五七日」とあり、この時に供養塔の建立を見ているもので、七七忌の習俗の定着の状況が知られよう。
さらに、〔例三〕のように逝去した年月日のみの石造物も多く存在する。
この場合、建立された時期は、石造物の形態から判断するより仕方ない。
これに反して、逆修塔の場合は、刻まれた年月日が建立された日となる。
また、逆修塔の場合には、紀年銘の日次を刻まず「〇月〇日」「例一一・一二」のような特徴的な表し方をするものも多い。
なお、田邊や大城の誤謬は、これらを墓塔なしし追善供養塔とみたことにあつた。一号塔から三号塔が逆修供養によつて建立されたとすれば、全く違つた見解が引き出せたはずである。

また、田邊や大城は「形式的に大差なし」とした形態的な差異については論を俟つまでもない。これ等の塔は、それぞれの時期の標準的な塔として、また、九州の地方色を遺憾なく發揮しているものである。

次に、多田隈は「九州」のなかで「正應塔と嘉元塔との銘文は、紀年銘と、「率都婆」、「塔婆」の一字違いの他は全くの同文である。同一人の墓塔が同一場所に在る筈ではなく、何とも不思議なことである」と疑問を呈しているが、次のように考えられよう。

例えれば五郎左衛門の長男は五郎左衛門太郎、次男は五郎左衛門次郎、三男は五郎左衛門三郎となる。さらに長男の五郎左衛門太郎の長男は五郎左衛門

太郎太郎となり、略して五郎左衛門太郎あるいは五郎左衛門である。ようするに長男の場合は、二代も三代目も五郎左衛門とおる。次男の三番目となると、正しくは五郎左衛門次郎三郎と名乗る。このことから、三号塔の「左衛門」の長男が年代的にみても一号塔の「左衛門」とみることができよう。現存する系図は、早世した男子を割愛したものとみられ、あたかも次男のように記されているが名前が三郎あるのは、このせいであろう。

三まとめ

平安時代後期になると、永承七年（一二〇五年）を末法元年とし、人々を恐懼させている。藤原道長に代表されるように、五六億七千万年の弥勒如来下生まで仏典を残そうとした。一方で、中国で偽作された「仏説闇羅王授記四衆逆修生七住生淨土經」略して「十王經」の伝播による十王信仰の流布は、死者の追善の大切さを示すとともに、生前供養の必要性を説いた。

中世になると、生前に自らの仏事を済ますいわゆる「逆修供養」が武士の間で広まっている。死後に行う仏事よりも、七倍の御利益があるとされた。戦で何時死ぬか分からぬ状況の下、兄弟で相争うことも生じかねない世に逆修供養を行うことは、一族の結束を強める役割があつたと思われる。

西安寺五輪塔群のうち、ほぼ完全な姿を留めている一号塔から三号塔については、銘文から検討した結果、追善墓塔とみなす根拠は見出しえない。紀年銘一つをとつても、逆修供養により建立されたことを物語るものなのである。

西安寺五輪塔群のなかで一号塔から三号塔については、刻まれた銘文の歴

史的価値とともに、形態の素晴らしさで多くの人々を惹き付けてきた。

千々和實は「初期五輪塔の資料三題」^注で、山北相良氏の出自について述べた後、「まことに、形態と記録と照合して、かくも相応する、すぐれた石造文化財といわなければならない」とし、また、多田慶も「九州」で「九州五輪石塔の白眉」といつて過言ではあるまい」と記す。

この時期に、鎌倉から遠く離れた山北の地に、先進的な五輪塔を建立した山北相良氏による真言宗に基づく仏教文化が花開いたことを、地域の誇りとして今後もこれらの遺物や遺跡を大切に護り伝えて欲しいものである。

注

「史述と美術」三五四号収録、千々和實著「初期五輪塔の資料三題」の「三 熊本県玉東村西安寺正嘉元年五輪塔」昭和四〇年

参考文献

熊本県教育委員会「熊本県文化財調査報告書第八集」昭和四二年

萩塚一郎「宝鏡印塔の起源・統五輪塔の起源」緯芸社 昭和五〇年

多田慶秋「九州の石塔」上・下 西日本文化協会 昭和五〇年・昭和五三年

川勝政太郎「新版玉造美術」誠文堂新光社 昭和五六六年

文化財保存技術協会編「重要文化財明導寺七重石塔保存修理工事報告書」湯前町昭和六〇年

玉名市・玉名市史編纂委員会「高瀬渓谷歴史資料調査報告書」昭和六三年

熊本県玉名郡玉東町史編纂委員会「玉東町の仏像・石造物」平成五年

玉東町「玉東町史」通史編 平成七年

文化庁監修「国宝・重要文化財大全」毎日新聞社 平成二一年

二 西安寺五輪塔群の形態的位置

狭川 真一

一 はじめに

与えられたテーマは、西安寺跡所在の五輪塔群を形態的特色から評価することである。その目的達成のためここでは、日本における五輪塔の初期的な資料を中心に抽出し、西安寺五輪塔（特に「号塔」）の系譜を探ろうとする作業と、同塔が九州においてどの程度の影響を他地域に与えているのかを知るうとする作業の二点を用意した。

二 西安寺五輪塔以前

西安寺跡の二号塔が、正嘉元年（一二二七）の造営であることはその銘文から知られるところだが、我が国にはそれ以前と考えられる五輪塔資料が約五〇例知られている（狭川二〇〇二）。まずこれらの塔のうち、形状を把握できるものを概観して、出現段階の五輪塔の特色を抽出してみたい。

この段階の五輪塔は、すでに指摘されるように形態的には未だ安定していないものであり、一々個性がみられる（川勝一九八一）。また内容的にも宝塔との混在は明白である（小林二〇〇三）。筆者は先の約五〇例中、塔の表面に大日法身真言を記載するものが本来の意味を兼ね備えた五輪塔であると理解している（狭川二〇〇二）が、形態的特色を追う上では從来から五輪塔の範疇で考えられている資料も加えて、検討する必要がある。ここではま

ず、各輪毎に初期五輪塔の特色を整理してみたい。

なお、以下で分析する属性は、「高い」「低い」「丸い」「尖る」などの表現にとどまっている。本来ならば数値化して分類すべきであるが、資料数が少なく、基準値を設定するには今少し時間がかかるため、ここでは主観的な表現での分類にとどめた（表一）。ご理解願いたい。

では、まず五輪塔の最上部に位置する空輪からみてみよう。さつと眺めると団子形を呈するものと頂部を尖らせる宝珠形を呈するものの二種類がある。大日法身真言を記載する資料にもすでに二種類が登場しており、これのみでは時代性を問えない。これは五輪図を載せる「尊勝佛頂修驗伽法軌儀」等で当初からその両者が記載されていることにも起因しているのかも知れない。ただし後に出現する五輪塔空輪の先はその多くが尖らせて作られており、それは宝珠を強く意識した結果とみなされる。本来の理念では風輪を含めて宝珠という理解では正しくないと思われるが、塔として出現した背景に舍利塔としての機能を見出しながら、塔の頂部に宝珠を置くような意識があつてもおかしくはない。しかし、五輪塔として製作された以上、形態的にはその要素を認めて用語の上では宝珠ではなく空輪・風輪と表現すべきである。次に風輪を見ると、上面が平坦あるいは若干外側下方に向かって傾斜するようを作られるのが一般的であり、一部に断面形を三日月形に作る事例もある。後者の例は雨水が溜まるためか当初から屋外に置かれる資料にはみられないが、絵画的な徳照寺梵鐘塔では意識的に強調されているとも受け取られ、

第1表 出現期五輪塔属性一覧表

| 番号 | 塔名 | 建立時期／年号 | 空輪 （環体 火輪） | 風輪： 上平 上仄 | 馬輪： 大 三 軒先 軒平 背高 背低 | 大輪1 軒先 背高 背低 | 大輪2 軒先 背高 背低 | 木輪 圓形 方形 | 塔輪 背高 背低 | 梵字の種別 | 材質 | 所在地 () 所在地 |
|----|-------------------|------------|------------------|-----------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|----------------|-------|-------------|----------------|
| 1 | 法華寺村人正五輪塔 | 保室三(1122)年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 土(石)製 | 京都府 |
| 2 | 梅林寺經藏山土塔 | 天慶元(1144)年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 土(石)製 | 兵庫県 |
| 3 | 仙源西園山土塔 | 久安二(1166)年 | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | 土(石)製 | 静岡県 |
| 4 | 德照寺梵鐘内塔 | 長安二(1164)年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無文 | 銅製 |
| 5 | 平等院經藏五輪塔 | 長安二(1164)年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無文 | 鐵製 |
| 6 | 中華寺駅廢院塔 | 仁安四(1169)年 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大日如身真言 | 石製/凝灰岩 |
| 7 | 白村中尾永安塔 | 嘉永二(1170)年 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 石製/凝灰岩 | 大分県 |
| 8 | 白村中尾永安塔 | 承安二(1172)年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大日如身真言 | 石製/凝灰岩 |
| 9 | 玉輪院舊地母 | 治承五(1181)年 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無文 | 石製/凝灰岩 |
| 10 | 田中瀬山塔 | 平安時代後期 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 石製/水輪 |
| 11 | 光明院金剛小塔 | 平安時代後期 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無文 | 金剛製 |
| 12 | 廣瀬塔 | 平安時代後期 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | 無文 | 石製/凝灰岩 |
| 13 | 三休塔 | 平安時代後期 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無文 | 石製/凝灰岩 |
| 14 | 当麻北墓塔 | 平安時代後期 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 五重大輪(四輪) | 石製/凝灰岩 |
| 15 | 宿智神社三角塔 | 建久九(1198)年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大日如身真言 | 金剛製 |
| 16 | 新大仏院廢塔場/(原) 三角 | 建仁三(1203)年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大日如身真言 | 木製 |
| 17 | 一丁田廻輪塔 | 寛壽四(1222)年 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 「」/水輪 | 石製/凝灰岩 |
| 18 | 護持寺笠形塔場/(原) 三角 | 貞永元(1233)年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大日如身真言 | 石製/凝灰岩 |
| 19 | 西ノ院塔 | 建倉時代前期 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無文 | 石製/凝灰岩 |
| 20 | 神護寺文覺上人塔 | 建倉時代前期 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | 無文 | 石製 |
| 21 | 伴承三角塔 | 建倉時代前期 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大日如身真言 | 石製/花崗岩 |
| 22 | 淨土寺三角塔 | 建倉時代前半 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 五重大輪(善徳門のみ) | 金剛製 |
| 23 | 新大仏寺水島三角塔 | 建倉時代前半 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無文 | 水晶製 |

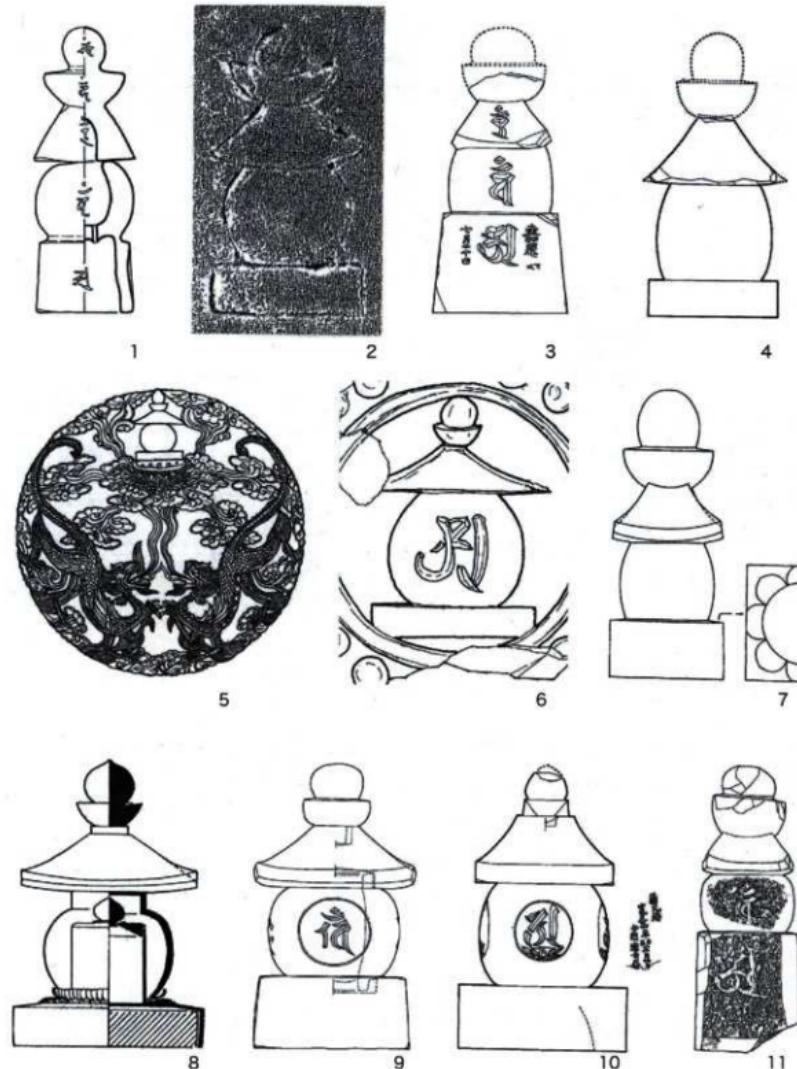
これも一つの形態的特徴として掲げておきたい。この三日月形も先の「尊勝佛頂修喻伽法軌儀」に記載されているものに通じる。

また風輪と空輪をセットでみた場合、風輪を特に大きく作る事例があることとも注意される。一石で形成されたものに共通して、火輪との関係も噛合式となっている。初期の五輪塔にしては珍しく共通項の拾える属性である。やはりこの形も「尊勝佛頂修喻伽法軌儀」にある形に似ており、初期のものは關係の法典に忠実であったことが窺える。ただ初期の事例の中でもやや遅れて登場する文覚上人塔は、空輪を細身に作ることで風輪が強調されているので、この範囲に含めるのは難しいだろう。

もう一つ空風輪を同時に捉えた場合の特色として、深い溝状の沈線によって兩輪を区別するタイプがある。当麻北墓塔と西方院塔で、両者は凝灰岩製に加え二上山の東西両麓に位置しており、狭い範囲での地域色の可能性もあるが、棟原石製の山辺赤人塔や花崗岩製の興融寺塔にもその残影がみられ、古式の手法に加えられよう。

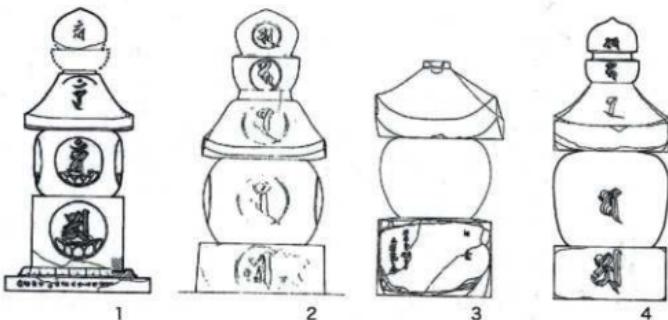
火輪にも二つの着眼点がある。まず軒先の形状に注目すると、軒端を尖らせて作るものと、先端をカットして軒口を表現するものの二タイプがある。軒口を作るものも特に古い事例は共通して薄く仕上げられおり、やや遅れて登場する定形化したタイプのものほど幅は広くない。ここにも木建造造物の屋根を意識した痕跡が感じられる。軒反りはきわめて緩やかで直反りと称して直線部分を有しないタイプも存在する。また、軒を尖らせるものは三角形を意識したものと考えられるが、徳照寺梵鐘塔のように反りを表現するものもある。

いま一つはその高さだが、きわめて扁平なタイプと降り棟の勾配がかなり



1. 兵庫県極楽寺経塚出土塔
2. 兵庫県徳照寺（旧奈良県成身院）梵鐘陽鉄塔
3. 大分県臼杵中尾嘉応塔
4. 鳥取県三保塔
5. 広島県厳島神社平家納経経箱表飾塔
6. 京都府法勝寺出土軒丸瓦 瓦当文塔
7. 鳥取県広瀬塔
8. 広島県光明坊金銅製舍利塔
9. 伝福岡県宝満山出土塔
10. 宮崎県一丁田薬師堂塔
11. 大分県臼杵中尾承安塔

第1図 出現期の五輪塔実測図（1・3・4・7～11）、略測図（5・6）、拓影（2）（縮尺不同）

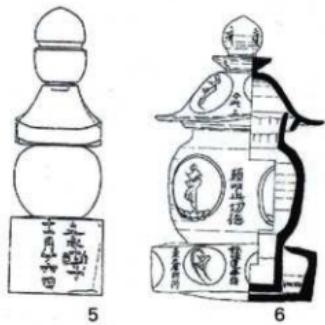


1

2

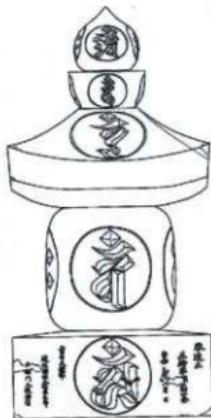
3

4



5

6



7



1. 岩手県中尊寺釈尊院墓地塔

2. 大分県最明寺塔

3. 福島県五輪坊墓地塔

4. 奈良県当麻北墓塔

5. 奈良県興融寺塔

6. 伝静岡県湖西窯出土陶製塔

7. 京都府文覺上人墓塔

第2図 出現期の五輪塔実測図・写真（縮尺不同）

第3図 西安寺二号塔実測図（1／30）

急なタイプの二つに分けられる。前者は宝塔の系譜を引くものに見られる傾向があり、建造物としての屋根の意識が強いと言えよう。これは中世に案出された野屋根の工法を取り入れる以前の屋根形態をそのまま模倣したためと思われる。後者の典型は極楽寺瓦経塔で、その立面は後出する三角五輪塔を思わせるものである。大日法身真言の記載も含めて五輪塔としての条件をほぼ完全に具備した最も古い例がこれに該当しよう。

さらに火輪上面では、先に指摘した噛合式になるもののほか露盤を彫出すものや何も作らず平坦にするタイプもある。すべての属性は混在して用いられており、共通してセット関係になるものは見出せない。ただ風輪下面との法量関係をみると、噛合式のものは当然の現象なのだが、火輪上面を露盤とするものも平坦に作るタイプも、その一辯の長さが風輪下部の直径と同じか内輪できわめて近似しているという点が見出される。これに対して鎌倉時代中期以降の五輪塔は、火輪上面が少し広く作られ風輪が乗つても安定したイメージをかもし出するものが多い。

水輪はその立面形状に注目すると、球体の上下をカットした形態とナツメ形に作つたものがある。ナツメ形とは水輪の上下二箇所に弧の変化点があるものを指している。白井中尾嘉應塔や広瀬塔などはどうやら帰属させるが悩むところであるが、ラグビーボール状の球体を上下カットしたものと理解するならば球体の系譜上に位置付けるのが妥当であろう。ただ、この古い一群の中には後に主流となる最大径が球体のやや上位や下位にくる事例がきわめて少ないのも特徴的であり、五輪坊墓地の例も二箇所に変化点があるようでナツメ形の一群であろう。その点では、一般化する水輪形状の先駆的なものは文覚上人墓塔ということになる。

最後に地輪を見る。直方体で特徴的見出しにくいものだが、高さの点では大きく二つに区分できよう。それはきわめて扁平なものと直方体に近いものとである。扁平なものは建物の基礎を意識したものと理解できるが、背が強調されるものはそこに梵字を配置するものが多い。ただこれと必ずしも一致した傾向ではなく、梵字を配しているがら伝山西出土塔のような扁平なものもあり、絶対条件ではなかったようである。

以上、出現期の五輪塔を概観したが從来から言われているとおり、きれいにまとまる属性ではなく、それそれがお互いにもつれ合いながら存在していることが理解できる。

三 初期五輪塔からみた西安寺五輪塔

先に見たとおり初期の五輪塔の条件には多様なものが見出せたが、ここで問題とする西安寺五輪塔（ここでは特に断らない限り二号塔を指す）には上記の要素がどの程度含まれているのであろうか。以下に列記してみたい。

まず、空輪からみる。頂部は先端を強調していくかなり尖つており、これほどの形狀は初期の資料中には見出せなかつた。風輪とのバランスも均整が取れており、後出する塔のイメージが強い。

火輪は軒口をかなり厚めに作つておらずこれも初期のタイプには無かつたものであるが、高さは低めで勾配も緩やかである。軒反りが真反りに近いことで少ないので、五輪坊墓地の例も二箇所に変化点があるようだ。また、風輪下面の直径と火輪上面の幅との関係では両者ほぼ一致した寸法で作られており、これも古い要素に加えられようか。

さらにこの塔特有のものとして火輪軒裏面が大きく反るという形態的特徴

を指摘できる。これは初期の五輪塔では見られなかつた要素であり、注意を要する。

次に水輪だが、典型的なナツメ形を呈しており、古い一群の影響を強く感じじる部分である。

地輪は梵字や銘文が入るがかなり低めに作られており、きわめて安定感のある造形となつてゐる。これも古い要素を残すものとして捉えたい。また地輪上面は中央が高く作られた水垂勾配が強調されている。

以上のように、地・水・火輪の一部で古い要素を見出しながらも、他の部位ではこれまでになかつた要素を保有していると言える。しかも表面に記載された梵字は月輪内に置かれた五大種子で、初期的な五輪塔や復古的な三角五輪塔に用いられた大日法身真言ではない。これもこの五輪塔が保有する新しい要素である。

四 西安寺以後に造立された五輪塔

肥後地域には多数の石造物が残されており、早くから調査が進んでゐる。第四図は西安寺跡を含む北部から中部肥後地域の五輪塔資料の実測図を集め

たものであるが、まず、西安寺跡に所在する二号塔の両側に位置する五輪塔

をみてみよう。向かって左側が正応元（一一八八）年銘、右が嘉元二（一二〇四）

年銘で、いずれも相良氏の銘があり、三基はそれぞれ関連して造営されたことは疑ひない。ここでは記述の都合上、それぞれ年号を冠して正応塔（三号塔）、嘉元塔（二号塔）として検討する。

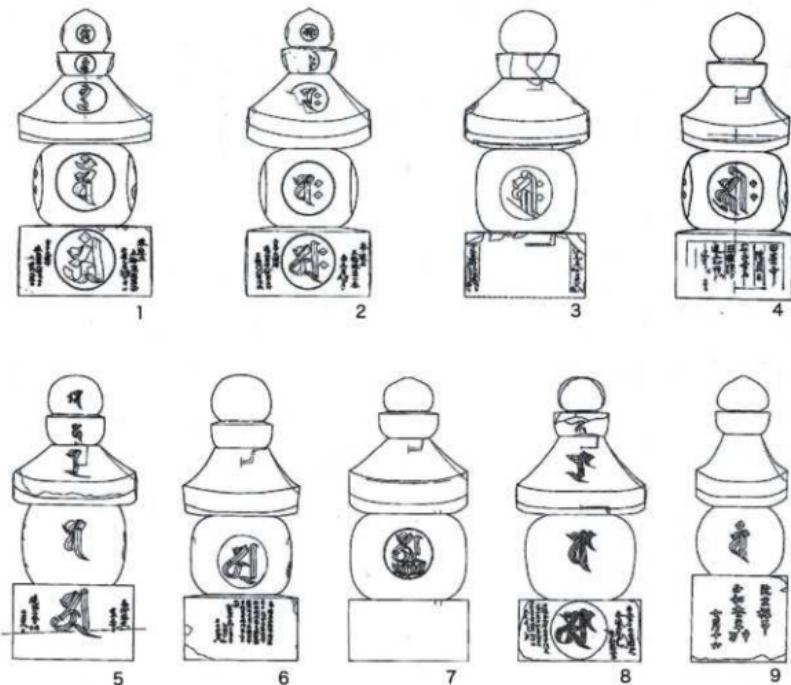
二号塔を基準にして記載すると、正応塔は、空輪の尖りが少し弱く、風輪

がやや低め、火輪はやや高さが強調されるが軒裏の反りは小さめである。水輪はナツメ形を呈するが高さが大幅に減じられており、球体に近いイメージを受ける。地輪も幅が狭い分、背が高く感じられる。嘉元塔は、やはり空輪の尖りが弱めで、火輪は背が高いが、軒裏の反りが強く、軒幅は水輪の直径よりかなり大きめで、立面ではやや不安定さを感じるが、二号塔の系譜を引く部分と言えよう。水輪は高さを減じたナツメ形で、その形は正応塔に近似する。地輪は水垂勾配が強く、高さも少々強調され、正応塔に近似する。

両塔は水輪を球形に近づけるという点で大きな改変を受けているが、軒裏面の反りはやはり強めで、緩いほうの正応塔でも畿内では類を見ない反り方である。また、梵字は月輪を有する見事な薬研彫りで、いずれも五大種子の四転である。ただ、銘を入れる面が異なり、二号塔と正応塔は普提門の面、嘉元塔は涅槃門の面である。

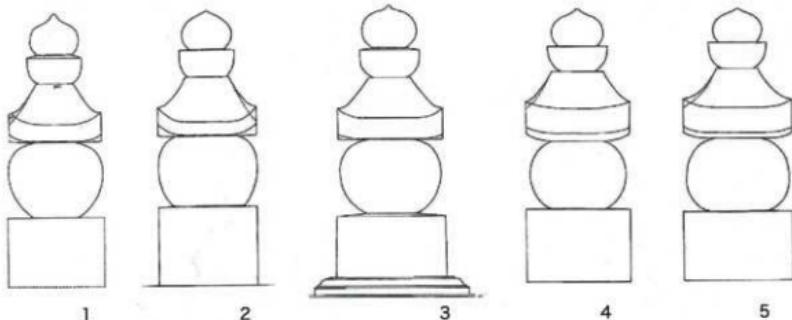
さて、この嘉元塔と類似した資料で西安寺に近在するものを選んで見てみると、植木町トーポージ五輪塔と同町田原坂五輪塔がある。前者は銘に建治元（一二七五）年、後者は建治三（一二七七）年とあることから、いずれも正応塔より古い。両者は空輪頂部の状況や火輪軒裏の構造を異にするなど細部では異なるところも多いが、外観のイメージはかなり似ており、それは嘉元塔へとつながるようである。

さらに南関町来迎寺塔は建治二（一二七六）年銘で、先に紹介した田原坂塔等と年代的に近いが、空輪頂部を球体にし火輪の高さも低めで、水輪はナツメ形に属する胴部上下位の曲線変化点がみられない。ただ火輪軒裏はめだたないものの反りは強めであり、西安寺にみた特徴を備えている。また時期は少し下るが、元亨二（一二三二）年銘の植木町嚴島神社塔では、全体の



1. 玉東町西安寺正応塔（三号塔） 2. 玉東町西安寺嘉元塔（一号塔） 3. 植木町トーポージ塔
4. 植木町田原板塔 5. 南関町来迎寺跡塔 6. 植木町戲島神社塔 7. 山鹿市雲間寺塔
8. 西原村旧福田寺塔 9. 松橋町長安寺塔

第4図 熊本県北・中部所在五輪塔実測図（縮尺不同）



1. 福岡県大興善寺塔 2. 佐賀県石塔院塔 3. 奈良県西大寺觀音塔
4. 熊本県蓮華院誕生寺西塔 5. 熊本県蓮華院誕生寺東塔

第5図 西大寺觀音塔と九州の律宗系五輪塔（縮尺不同）

バランスが崩れ氣味ながら、火輪軒裏の反りや水輪の高さを減じたナツメ形を呈する点は受け継がれている。さらに、山鹿市雲閣寺の塔群も無銘ながら南北朝時代に属するもので、同様の系譜を引いている。

このように肥後北部に所在する一三世紀中頃より四世紀前半の五輪塔の特色として、火輪軒裏が大きく反るという点、さらに水輪も高さを減じたナツメ形を呈するものであるという点が共通したところである。

さて、この特徴がこの地域の特色であることを強調するために、玉名市蓮華院誕生寺の五輪塔を見てみたい。この塔はこれまで紹介している塔と特徴を同じくするが、外面に梵字を刻まずまつたくの無地に仕上げている。これは奈良県西大寺叡尊廟の五輪塔を祖形とするものに主体的にみられるもので、八尋和泉はこの誕生寺塔（誕生寺は旧淨光寺）や八代市玉泉寺塔、鹿児島県寶満寺塔等を、律宗の影響によつて造営されたものと位置付けている（八尋一九七六）。西大寺系五輪塔は畿内では外面を無地に仕上げるだけではなく、

その形もきわめて近似したものが広がつており、その共通性は誰もが認めるところである。しかし、この誕生寺塔等は外面が無地であるという以外、その形態は西大寺のものとは近似せず、これまで紹介してきた西安寺嘉元塔など肥後北部の塔の系譜上にあると言える。石材も在地の凝灰岩を使用してお

り、思想的な背景は西大寺に学ぶもののその形造や材質選択の点では地元の石工（あるいはその元締）側に優先権があつたようである。これは同じ九州でも福岡県北九州市にある大興善寺の事例と比較すると明らかである。この塔は、軒裏を大きく反らさずほぼ平坦に仕上げ、水輪も中央やや上位に最大径を有する球形を呈し、畿内の資料に形態は類似する。しかも石材は花崗岩を用いている。九州の律宗寺院では、佐賀県石塔院塔も材質は凝灰岩を使用

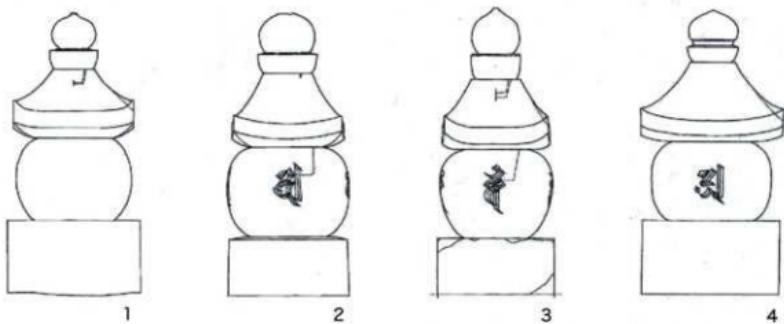
しているが、形態は畿内のそれに近く肥後の影響は感じられない。

このことは、肥後北部地域に西大寺系律宗集団が入り込む以前にすでに一定の力を有した石工が育つてそれを物語るものとして評価できよう。

このような肥後北部の特殊性は、例えば近年注目されつてある鎌倉時代中後期における花崗岩製石塔の分布状況からも窺うことができそうである。近年の研究成果では、花崗岩製石塔（宝篋印塔や層塔、五輪塔など形態は様々だが神戸近辺で採集される御影石とされる）が西日本の各地に分布していることが注目されており（古川二〇〇三）、最近では東日本の一部でも同様な傾向のあることが指摘されている（松井二〇〇五）。九州では長崎県対馬豆酛南院宝篋印塔、同県平戸市大渡長者五輪塔などが一三世紀後半から一四世紀前半頃の例で、畿内の形態および石材を用いた拠点的な存在形態を示していることが理解できるが中・南部九州では未だ花崗岩製石塔の古い事例は知られていない。

それではこの肥後北部の形態はどの程度の範囲にまで及んでいるのであるか。火輪軒裏の大きな反り上がり、水輪は高さを押さえたナツメ形という点に絞つて観察してみよう。

まず、熊本県中南部をみると。中部では西原村旧福田寺塔がある。文永八年（一二七一）年の銘があるので、火輪は軒裏面が反り、水輪はやや下位が小さくなるナツメ形を呈し、地輪も低めである。松橋町長安寺塔は水輪が球形に近く作られるが、火輪軒裏は大きく反り、肥後北部の資料と同類の系譜上にあることは明らかである。南部の球磨地方では勝福寺塔群が著名で、鎌倉時代に属する資料も多々見受けられ、いずれも火輪や水輪の特徴は一致するものであり、先に少し紹介した玉泉寺塔も同様である。少なくとも熊本県

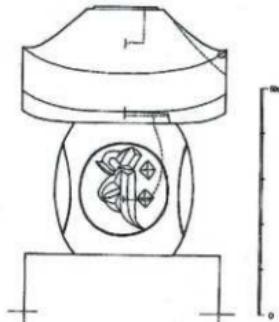


1. 志布志町宝満寺塔 2. 末吉町熊野神社 1号塔
3. 末吉町熊野神社 2号塔 4. 吾平町鹿児島部品構内塔

第6図 鹿児島県所在の肥後型五輪塔（縮尺不同）

内は同じ特徴を有する五輪塔で占められている。

次に肥後を離れ鹿児島県の事例をみると、志布志町寶満寺塔、末吉町熊野神社塔、同町興昌寺跡塔、吾平町鹿児島部品構内塔等の例が鎌倉時代末期から南北朝時代と考えられる古いものである。いずれも大隅地方の例となるが、火輪軒裏の反りは大きく肥後でみた形態の系譜上にあるが、一部四隅に稜線を造り出すものがあり在地色も窺える。



第7図 佐賀県嬉野市吉田家塔実測図 (1/15)

また肥前では先の佐賀県石塔院ではその影響の少ないことをみたが、近年見出された佐賀県嬉野市吉田家塔では、水輪は両端を切り抜いたラグビーボール状ながら火輪軒裏が大きく反つており、肥後型の影響を受けていることは疑いない。この石塔は鎌倉時代後期に考えられるものでありその影響を認めておきたいが、火輪上面に霞籠を造出しているため単純に肥後型とすることはできず、その影響下にあったという理解に留めたい。ただ肥前は先にも記したように平戸や対馬に花崗岩製の塔があり、また石塔院に肥後の影響

はないものとすると、事例はまだ少ないが、石塔導入の初期的な段階では、

日本海側、肥前東端、有明海側の肥前西部から南部でそれぞれ異なった在り

方を示しているように思われる。注意すべき点として掲げておく。

福岡県筑後地域では五輪塔の事例は見られないが、瀬高町九品寺宝塔や久

留米市善導寺宝塔の屋根（笠部）軒裏が大きく反つておらず、肥後型の影響を十分に認めることができるであろう。

ただ大分県では良好な事例が少ないと、国東半島では白杵中尾塔の形態的影響を受けた塔形が普及しており、かなり独自な様相が窺える。また、国東塔などの屋根も肥後の石塔のように大きく軒裏を反らせる事例は見当たらず、ここは圏外と見なしておきたい。宮崎県は詳細な報告がないので詳しくは検討できないが、知見の範囲では肥後型の特徴は認められず、大分県と合わせて肥後水道側は肥後型の圏外となりそうである。

このように肥後型の五輪塔（及びその特徴を有する屋根形態を保有する石塔）は熊本、鹿児島のほぼ全域と、福岡県筑後地域、佐賀県の一部の範囲内に広がっており、しかも他地域のように花崗岩製石塔が拠点的に造営されながら花開くのではなく、すでに西安寺二号塔にみられるように一三世紀中頃（一四世紀中頃には在地の石工集団が安定的な活動を行っていたと認識したい。つまりその初期の段階ではほぼ南北九州全域に及んでいたと見なされ、このことは西安寺二号塔造営に端を発する集団の守備範囲、あるいはそれを抱える領主層の統治範囲を示しているのかも知れない。

さらにもや想像をたくましくするならば、西安寺二号塔を造営し得た集団は、あらたな宗教勢力の布教行為に対して宗教的、思想的な受け入れは行いつつも、技術的な介入は拒めるだけの力を有していたかなり強大な領主層石

工集団であったと推測したい。

五　まとめ

西安寺五輪塔を中心に、その前後の時期に位置する五輪塔を眺めてきた。第二章でも記したとおり、二号塔は初期の五輪塔が保有する要素を多く備えており、その年号が示す古さを形態の上からも物語るものと言えよう。

しかし、随所に見える新しい要素の導入は、この塔が形態的には定期へ向かう過渡期的な位置にある塔と言える。しかしながら、火輪に塔の最大幅を保有させ軒裏面を大きく反らせるごとや、水輪をナツメ形に作ることなど、後出の肥後地域に造営されたほとんどの五輪塔に取り込まれる要素がすでに二号塔には備えられていたのである。つまり、肥後の五輪塔はこの西安寺二号塔が祖形であると言つても過言ではない。

さらには、軒裏面の大きな反りは当該地域の宝塔など他の型式の塔にも影響を与えており、しかも他地域のように花崗岩製石塔が拠点的に造営されてから花開くのではなく、すでに西安寺二号塔にみられるように一三世紀中頃（一四世紀中頃には在地の石工集団が安定的な活動を行っていたと認識したい。つまりその初期の段階ではほぼ南北九州全域に及んでいたと見なされ、このことは西安寺二号塔造営に端を発する集団の守備範囲、あるいはそれを抱える領主層の統治範囲を示しているのかも知れない。

ここまで広く普及する背景には、社会的に上位の階層による広域支配とそのなかで活動する宗教組織、さらにはそれに付随する石工集団の存在がイメージされるが、具体的な内容を語るには今の筆者の力量では難しい。今後の課題として提示するに留めるが西安寺五輪塔が日本の五輪塔、さらには石塔研究において欠かせぬ存在であり、きわめて重要な位置にあることは確認できたと思う。

西安寺五輪塔計測表

| 塔名 | 総高 | 地輪 | 水輪 | 火輪 | 風輪 | 空輪 |
|--------------|-------|-------|------|-------|------|------|
| 1号塔 嘉元二年銘 | 167.5 | 幅 | 最大径 | 軒先幅 | 最大径 | 最大径 |
| | | 72.4 | 58.0 | 71.0 | 32.6 | 28.7 |
| | | 高さ | 高さ | 高さ | 高さ | 高さ |
| | | 40.5 | 45.5 | 44.0 | 14.7 | 22.8 |
| 2号塔 正嘉元年銘 | 232.7 | 幅 | 最大径 | 軒先幅 | 最大径 | 最大径 |
| | | 112.1 | 73.0 | 114.5 | 43.0 | 37.5 |
| | | 高さ | 高さ | 高さ | 高さ | 高さ |
| | | 49.2 | 70.0 | 55.8 | 21.1 | 36.6 |
| 3号塔 正応元年銘 | 154.6 | 幅 | 最大径 | 軒先幅 | 最大径 | 最大径 |
| | | 71.7 | 55.0 | 73.0 | 30.2 | 26.4 |
| | | 高さ | 高さ | 高さ | 高さ | 高さ |
| | | 38.4 | 43.9 | 36.9 | 12.6 | 22.8 |

単位はすべてcm

注

(1) 刊本からの観察であり、原典を抽実に写しているという前提の解釈であることを付記しておく。以下同じ。

(参考引用文献)

川勝政太郎 一九八一『新版 石造美術』誠文堂新光社

小林義孝 一九〇三『宝塔と五輪塔の関係』根河泉とその周辺の考古学

藤井直正氏の古稀を祝う会

狭川真一 一九〇二『五輪塔の成立とその背景 出現期資料の分類を中心とした予察』『元興寺文化財研究所研究報告』一九〇一

古川久雄 一九〇三『石材からみた益田市の中世石造物』『市内遺跡発掘調査報告書』益田市教育委員会

松井一明 一九〇五『静岡県における中世石塔の様相』(一九〇五年版)とくに出現期の石塔を中心に『日引』第七号 石造物研究会

八尋和泉 一九七六『筑前飯盛神社神宮寺文殊堂文殊菩薩騎獅子像および豐前大興善寺如意輪觀音像について』九州西大寺末寺の仏像新資料二例』『九州歴史資料館研究論集四』九州歴史資料館

なお、五輪塔の実測図は原則として筆者が実測したものを使用したが、極楽寺経塲塔、白杵中尾兩塔、広瀬塔、光明坊舍利塔、興融寺塔、徳照寺梵鐘塔、伝湖西窯出土塔、トーボージ塔、鹿児島部品塔は関連書籍から引用した。また文覚上人五輪塔の写真は佐藤並聖氏撮影のものを採借した。記して感謝したい。

三 石材の硬さから見た西安寺五輪塔群の評価

朽津信明

一 はじめに

熊本県玉東町の西安寺跡には、正嘉元（一二五七）年銘を持つものをはじめてとして、歴代の山北相良家の供養塔と見られる五輪塔群が残されている（図一）。筆者は、五輪塔や宝篋印塔などの中世石造文化財の硬さに関する調査を進めており^①、西安寺五輪塔群に用いられている石材について硬さの観点から検討を試みたので、その結果について報告する。



図一 西安寺五輪塔群（右から順に一～六号塔）

二 中世石造文化財の硬さについて

石造文化財という言葉の示す範囲は広く、石器のようなものから磨崖仏のようなものまで多彩なものが含まれるが、本稿の対象は五輪塔であることがら、その中で大型の石造美術品に限定して検討することとする。（なお本稿では、「人為的に加工された立体角π/2未満（つまり鋭角）の頂点を一つ以上持つ、高さ1m以上の石造文化財」を大型石造美術品と定義して議論を進めるが、これはあくまでも便宜的なものであって、何ら歴史的な根拠のある定義ではない。）

日本の石造美術品に用いられる石材を見ていくと、鎌倉時代頃に大きな変革があることが指摘されている。^②すなわち、平安時代以前の石造美術品には、一般に凝灰岩のような軟岩が利用されるケースが圧倒的であるのに対し、鎌倉時代以降には花崗岩のような硬岩が利用されるケースが飛躍的に増えて来るという。この背景には、一一八年に始まる東大寺再建に伴つて、大勧進、重源が宋人石工を招いたことがあると考えられており、彼らによつて可能となつた硬岩加工技術が日本に根付いていったのではないかと解釈されている。また、南都におけるそうした石工技術は、遅れて地方にも伝播していくことが伺われ、例えば東国でも、奈良に数十年程度遅れた鎌倉時代後半頃から安山岩などの硬岩製大型石造美術品が多数確認されるようになる。むろん、硬岩が加工可能になつて以降でも、敢えて軟岩を用いた石造美術品も少

なからず存在するが、マクロに捉えれば、その地域における硬岩製大型石造美術品の初出年をもって、新たな石工技術がその地に伝播したと認識する」とが可能と考えられる。

以上の背景から西安寺五輪塔群の石材を考えてみると、年代的には一二五七年から文仲二年（一二七三）年に至るまでの銘が確認されるものの、その石材はいずれも阿蘇熔結凝灰岩とされていて、岩石名に変化は認められない。ただし、阿蘇熔結凝灰岩は、同じ岩石名で呼ばれても強熔結部と弱熔結部とで硬さに著しい違いがあることが指摘されていることから、それぞれの石材で硬さに違いが現れていないかについて、定量的な検討が必要と思われる。

三 調査方法と結果

（一）対象

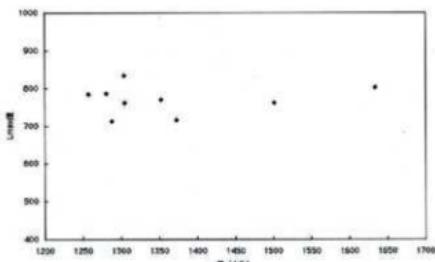
西安寺五輪塔群のうち、鎌から年代の確認されるものとして、嘉元一（一二〇四）年八月の銘を持つ一号塔、正嘉元（一二五七）年の銘を持つ二号塔、正応元（一二八八）年の銘を持つ三号塔、文仲二（一二七三）年の銘を持つ四号塔、そして嘉元二（一二〇四）年七月の銘を持つ六号塔、の五基を調査対象とした。それらの中には、現状では一部に別組の部材を含むと見られるものも認められたが、いずれも銘が確認できる地輪上部面を調査対象とすることで、銘の確認される年代に確実に加工されている石材の硬さを調査することを試みた。

また、周辺の関連文化財として、荒尾市にある淨業寺五輪塔群について

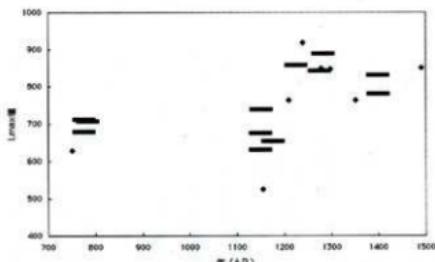
も同様の調査を試みた。淨業寺は、小代氏の菩提寺だったもので、弘安四年（一二八一）年以降、近世に至るまでの銘が確認される五輪塔群が残されている。そのうち、銘から年代が確認されるものの中であるべく年代幅を広く取れるよう、弘安四（一二八一）年の銘を持つ五号塔、正平八（一二五三）年の銘を持つ三号塔、文亀元（一二五〇）年の銘を持つ七八号塔、寛永一一（一六三四）年の銘を持つ八五号塔、の四基で同様に銘の確認される地輪上面を対象とした。

（二）方法

硬さの測定は、エコーチップ試験器により行った。これはシユミットハンマー試験と類似した原理であるが、打撃エネルギーが $11\text{N}/\text{mm}$ と、極めて弱い打撃（シユミットハンマーの二百分の一程度）で計測が可能な装置であるため、測定対象への影響はほぼ考えられない。測定値は径約3mmの先端部分がバネの力で材料の表面を打撃する速度と、その反撲した後の速度との比を千分率で表した値として表示され、打撃方向による補正は自動的に行える。計測値は1000に近いほど硬く0に近いほど軟らかいくことを意味し、単位を持たない。本研究では、経年変化などに伴う風化の影響をなるべく避け、石材として使用された当時の情報を議論を行うことが目的のため、後天的に破損するなどして現れた、風化の進行していない平らな部分をなるべく選び、箇所を二十回連打してその中の最大値三つの平均値（Lmax値という）を計測した。そのような計測を一つの測定対象あたり3～5箇所ずつで行い、石材加工の際に問題となるのはその最も硬い部分であるとの判断から、平均値ではなく測定値のうちの最大値をその文化財における計測値とした。



図二、西安寺および淨業寺五輪塔の硬さと年代の関係



図三、奈良周辺の大型石造美術品における硬さの変化²⁾

| 遺跡名 | 番号 | 年 代 | Lmax 値 |
|-----|----|--------|--------|
| 西安寺 | 1 | 1304 年 | 761 |
| | 2 | 1257 年 | 785 |
| | 3 | 1288 年 | 712 |
| | 4 | 1373 年 | 716 |
| | 6 | 1304 年 | 834 |
| | 57 | 1281 年 | 786 |
| 淨業寺 | 38 | 1353 年 | 770 |
| | 78 | 1501 年 | 762 |
| | 85 | 1634 年 | 803 |

表一、測定結果一覧

(三) 結果

西安寺五輪塔群の計測値は、 $L_{max} = 712 \sim 834$ の範囲であった。また、淨業寺五輪塔群の計測値は、 $L_{max} = 762 \sim 803$ の範囲であった。

四 考察

西安寺および淨業寺五輪塔群に用いられた石材の硬さと、銘から確認される年代との関係を図二に示す。必ずしも時代が下つたものが値が大きいわけではなく、 L_{max} 値に何らかの傾向は認められない。むしろ、奈良周辺では一三世紀初頭頃を境にした値の飛躍が認められる（図三）。ことに比べれば、年代が確認できる範囲では西安寺五輪塔群の石材の硬さには大きな変化が認められないと解釈すべきであろう。しかしながらその原因を、「いずれも石材が阿蘇熔結凝灰岩製で、使用岩石に変化が見られないため」と即断してはならない。なぜなら、阿蘇熔結凝灰岩の中でも強熔結部は 900 を越える L_{max} 値を示す場合があり、弱熔結部は 500 を下回る L_{max} 値を示す場合があるため、無作為に阿蘇熔結凝灰岩が採取されたとすれば、その L_{max} 値は逆に大きくばらつくことが予想されるからである。にも関わらず西安寺五輪塔群石材の場合には L_{max} 値が 712 ～ 834 の範囲に集中して認められた事実は、広大な範囲に分布する阿蘇熔結凝灰岩石材の中でも、一定の材質の石材が選定されて用いられ続けていた可能性が示唆される。また、淨業寺五輪塔群石材の $L_{max} = 762 \sim 803$ も、西安寺のバラツキの範囲内と考えることが可能である。なお、その「一定の材質」と認識される L_{max} 値 712 ～ 834 の範囲について

評価するとすれば、その範囲は熊本県下の古墳における石製表飾や線刻や浮き彫りの装飾古墳に用いられている^① $L_{max} = 632 \sim 798$ に比べて若干硬めの値に集中する傾向が見られるものの、その範囲を大きく逸脱するものとは言えない。これは、軟岩とされる通常の凝灰岩類が示す^② $L_{max} = 493 \sim 738$ に比べれば硬い傾向と判断されるものの、東国で硬岩と認識されている安山岩類の示す^③ $L_{max} = 764 \sim 906$ の範囲に比べれば若干軟らかめの値と認識され、代表的な硬岩である花崗岩類の示す^④ $L_{max} = 830 \sim 919$ よりは確実に軟らかいと捉えられるべきであろう。つまり、その硬さは硬岩か軟岩かという従来の区別で捉えるのが困難な範囲と言え、また他の地域で指摘されるような石材の硬さの変化がここでは認められない。つまり西安寺および淨業寺五輪塔群では、適度な硬さの石材が時代を問わず眠々と使われ続けたことになる。これは、阿蘇熔結凝灰岩という脆すぎず、かといって加工に困難なほど硬いわけでもない、手頃な石材が身近に豊富に存在するという、熊本の土地柄によるところが大きいのかも知れない。

注

- ①田邊哲夫（一九六七）『西安寺の調査』（玉東町文化財調査報告第一冊）
- ②朽津信明（一九〇七）エコーチップ試験による文化財石材の硬さに関する研究、保存科学40: 145-160
- ③川勝政太郎・「日本石材工芸史」、綜芸舎（一九五七）
- ④前田元重・称名寺開山審海五輪塔について、三浦古文化、10、96-115（一九七二）
- ⑤朽津信明・松倉公憲・池田朋生（一九〇六）エコーチップ硬度試験による文化財石材の評価—熊本県下の装飾古墳の例、日本応用地質学会平成一八年度研究発表会講演論文集、433-436
- ⑥荒尾市教育委員会（一九九四）『荒尾の石造物』

四 西安寺の建造物遺構について

前川清一

一 はじめに

西安寺については、延應元年（一二三九）の創建伝承がある。明確な創建時期を特定することは困難であるが、正嘉元年（一二五七）の五輪塔に刻まれた銘文のなかに「當寺」とあり、既にこの時期には成立していたことが知られる。

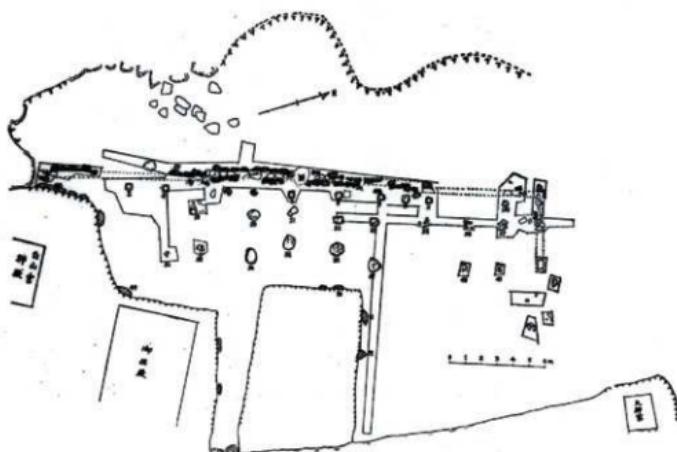
その後、「白山宮旧記」によれば慶長二年（一五九七）に西安寺が炎焼したとの伝承がある。寛文四年（一六六四）には、西安寺跡に白山宮が移設されて、今日に至る。

本稿では、西安寺の建物遺構を基に、これまでの研究の成果を再検討する。

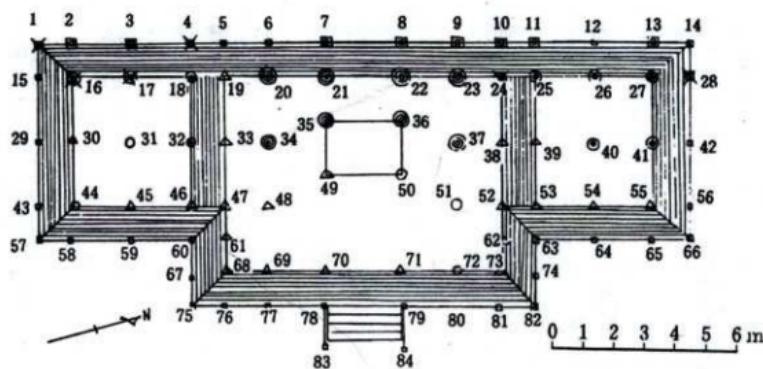
一 基石群からみた建造物の復元

先に昭和三八年に田邊哲夫を調査責任者として、各分野の著名な研究者がなる調査団による調査研究の成果が、昭和四二年に「熊本県文化財報告書第八集」に「西安寺の調査」（以後「西安寺」として収録され、熊本県教育委員会から出されている。

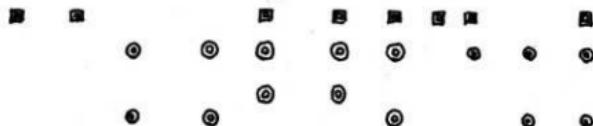
その調査により確認された建物の遺構跡の実測図が第一図である。また、その調査に基づいて作成された復元図が第二図である。



第一図 西安寺廃寺 第二遺跡実測図



第二図 西安寺廃寺本堂推定復元図



第三図



第四図

その後、玉東町史編纂委員長となつた田邊哲夫は、昭和四二年に出された

『西安寺』を昭和六二年に若干部数発行し、そのときの復刊の辞に、「遂に五間に三間の本堂が、両翼に二間に二間の堂を付属する形の建造物を復元することが出来た。とくに二重縁出しのある縁の束の小礎石、石組みの雨溝などは珍しいものであつた。さらに南側の大きな石のあるあたりは庭園と考えられる」と、当時の発掘の成果をまとめている。

平成七年の『玉東町史』通史編（以下『町史』）のなかで、田邊は「建物は中央に南北五間、東西三間の棟があり、その両翼に南北二間、東西二間の棟が付属している。中央の建物は中央部の南北柱間は三〇・六センチ（約一〇・一尺）で最も広い。東西の柱間は二七三センチ（約九・二尺）あるのに中央部だけは二〇〇センチ（約六・七尺）と短く、中央部には奥に偏つて内陣が營まれていたと考えられる。従つてこの建物は本堂であろう。周囲はすべて幅一三七センチ（約四・五尺）の縁が囲んでいる周り縁となつていて、両翼の建物もすべて廻り縁である。建物の裏側を東西に走る雨溝が中央部の棟に相応する部分だけ西に張り出しているのは中央部の建物の屋根が特に大きかつたことを示している。」

「中央の建物の東西の間数を三間と推定した根據である。五間堂と考えれば東西も五間であつても良いわけであるが、東端の礎石は残っていないので、何間であったかは不明である。しかし、内陣が奥に偏つていることからも、両翼の建物まで裏側の縁が一直線になつていていることからも、東西は五間でなく三間であると推定する方が妥当であると考えたからである。」といふ。

その一つは、『西安寺』に収められ、さらに『町史』にも援用された建物

の復元図なるものである。

この建物は、白山宮社殿の北側に広がる杉林の中で発掘調査された礎石群の発見とその成果による建造物の復元図であるが、復元図から建物を想像しても、立体としてのイメージが湧かない。一見して変な建物であり、検証の必要があるとを考えた。

先ず、鎌倉時代の建物の様子を知るために、古い寺院の間取り等を調べてみたが、報告された復元図のような建物には、ついぞ巡り会えなかつた。

そこで、再度、発掘の報告書を読み直してみた。
第二図は、その発掘調査により復元された『西安寺廃寺本堂推定復元図』である。

この図で復元の根据となつたのは、発掘で確認された礎石によるものだ。しかし、礎石については八種類の区分がある。「現存する礎石」「現存する根石」「不確実ながら存在の微候がある礎石、根石」「確認出来なかつた礎石、根石」「未確認の礎石、根石」「現存する縁石」「確認できなかつた縁石」「未確認の縁石」である。

ここで、復元図の線引きを撤去したのが、第三図である。さらに、「現存する礎石」だけを抜き出したのが、第四図となる。

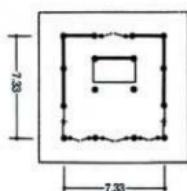
この図から推測されることは礎石は西側の一列を残したものであること。これらの確実な八個の礎石から推測されるものは、どのような建物なのか。この八個の礎石には思い当たることがある。中央の礎石は、須弥壇（内陣）の礎石である。この須弥壇の位置は、時代が古いものほど建物の中央に位置するもので、逆に時代が下るにしたがい奥壁に近づくことになる。この礎石のズレは、建物の時代を判別する目安ともなつてゐる。

このように見てくると、三間堂の建物であることは明らかである。確認のために、他の建造物で、鎌倉初期の平面図を参考に出来ないか探ししてみた。

山北相良氏の本家の所在する球磨郡には、同時代と見られる建物が存在している。球磨郡湯前町の国指定重要文化財「明導寺阿弥陀堂」(第五図)である。また、第六図はその平面図である。



第五図 明導寺阿弥陀堂



第六図 明導寺阿弥陀堂平面図

国指定重要文化財「明導寺阿弥陀堂」は、浄心により貞応元年（一二二二）に建立されたとされる。当寺は、地元では「城泉寺」と呼ばれ親しまれているが、大旦那である「淨心」がなまつたものであろう。

「明導寺」は浄土真宗（真宗本願寺派）の寺院で、大正四年、当時無住であつた「城泉寺」を村議会で「明導寺」の飛地境内として編入を議決した経緯があり、この名称となつてゐるものだ。



第七図 西安寺跡出土瓦

また、阿弥陀堂の境内には、国指定重要文化財「明導寺七重石塔」「明導寺九重石塔」「明導寺十三重石塔」が寛喜元年（一二三〇）に浄心により建立されている。内、「明導寺十三重石塔」については、明治四四年ころ散乱した石塔を見た米氏により、八代の自宅へ移設された。

ところで、明導寺阿弥陀堂は茅葺の建物である。西安寺の場合は発掘調査時に、瓦の細片が出土している。「町史」で田邊は「この寺は瓦葺」とした。

軒丸瓦（第七図）は三つ巴の周囲に二個の珠点を配しているもので、玉名市築地にある淨光寺の瓦と類似しているという。

この点については、次の二つの可能性が考えられよう。

一は、田邊の主張どおり瓦葺と見る。二は、茅葺と見る。この場合瓦は、

三間堂のものではなく、近くに建てられた寺院の施設に被せられた瓦が紛れ込んだものではないのか。

いずれにしても、外観をイメージすると、瓦葺の場合は国東の富貴寺阿弥陀堂^③、茅葺の場合は明導寺阿弥陀堂のようなものであつたと見られる。

なお、現在の白山宮本殿拝殿が建立されている場所にも、何らかの建物があつた可能性が高いと思われる。

三 まとめ

以上のことから、昭和三八年の調査の建物遺構から見えてくるのは、三間堂の姿である。

おそらく、山北相良の祖とされる頼平は、幼少期から山北へ配置されるまでは、相良朝景館の位置する球磨郡多良木町に居住していたと推測される。頼平が球磨に住んでいた時期で、宗教的なイベントとしては、なによりも浄心が建立した阿弥陀堂と、それに続く七重塔・九重塔・十三重塔の石造物群の建立であろう。これらは、頼平に強いメッセージを与えたとしても不思議ではないだろう。

研究編第一において、西安寺跡に残る正嘉元年（一二五七）銘の五輪塔は、頼平の逆修供養による建立であることを明らかにした。この五輪塔に刻まれた銘文の「當寺」は既に頼平が山北の地を根拠とし、そこには頼平によりもたらされた仏教文化が根付いていたことを裏付けるものであろう。

注

①富貴寺については、当初の姿は瓦葺きであつたかどうかは不明である。ここでは、外観のイメージとして紹介した。

参考文献

文化庁監修『国宝・重要文化財大全』毎日新聞社 平成二二年
文化財保存技術協会編『重要文化財明導寺七重石塔保存修理工事報告書』湯前町昭和六〇年

玉名市『玉名市史』通史編上巻 平成一七年

五 文献から見た山北相良氏について

一 はじめに

本稿の目的は、西安寺五輪塔群の歴史的背景、その造立主体と考えられる西安寺の大檀那山北相良氏の存在形態を考究することにある。

西安寺五輪塔群、とりわけ鎌倉期の年紀をもつ諸塔について、近世の「新撰事蹟通考」、「肥後國誌」、明治前期の「古塔調査録」と、銘文の説解がすめられて来たが、昭和四二年（一九六七）田邊哲夫を中心とする西安寺の総合調査『西安寺の調査』（玉東町文化財調査報告 第一冊）が刊行され、建築跡、五輪塔、板碑、文書と歴史、の各章で、詳細な研究成果が発表され、五輪塔銘文もあらためて解説された。その後、多田豊秋『九州の石塔』、玉東町教委『玉東町の仏神像・石造物』で若干の修正がなされた。しかし相良氏の肥後所領獲得の事情が明確でなく、ことに山北領知に関する文献資料が皆無に近い状況で、正嘉元年の二号塔、正応元年の三号塔、嘉元二年の一号塔の鎌倉三塔の歴史的位置はなお明確になるには至らなかつた。

『西安寺の調査』と相前後して阿蘇品保夫によつて相良家庭家文書の写と系図が発掘紹介された（以下「庶家文書写」という）。本文書は從来まつて知られていなかつた山北相良氏の庶流に伝來した文書の写しであり、これによつて、相良頼平を始祖とする山北相良氏研究の端緒が開かれた。ついで瀬野精一郎によつて山北相良氏系統の筑後三池在郷支配に関わる史料（日向田部文書）が紹介された。そしてこれらの新しい史料を駆使し、大城美智

信は、頼平流相良氏の筑後所領支配の実態を明らかにするとともに、山北領知についても新しい見見を打ち出した。⁽¹⁾

一方現地にあって山北相良氏研究に打ち込んできた前田重治と狩野昭巳は、五輪塔銘文の縦密な観察から、正應塔の施主「淨口」を「淨願」と読み、三塔は淨信・淨願・淨位の山北相良氏三代の塔であるとした。また、両名は南北朝以降戦国期にいたる山北氏についても依るべき見解を発表した。⁽²⁾

三塔の性格や造立主体、造立時期について、田邊は正嘉塔をふくめ、形状は類似しており、鎌倉末期「淨位」を法名とする三郎左衛門という山北相良氏の頼平の子孫によって造立されたものと推測、大城も正嘉塔は頼平の嫡子頼用の造立かとし、正嘉元年八月は頼平忌日であろうとする。それに対し、前川清一は、長年の金石資料研究に基づき、三塔はそれぞれの紀年の年の彼岸に、施主自身によつて造立された逆修塔であり、三塔は形状に相違があり、それぞれの時期の標準的五輪塔とみることができる、と主張している。⁽³⁾

これらの研究成果は、平成七年刊行の『玉東町史通史編』に盛り込まれてゐる。本稿はこれらの成果に学びつつ、若干の考察を加えたものである。

二 山北郷の歴史的位置

工藤敬一

五輪塔の製作者である相良氏が、山北郷に関わりを持つのは、鎌倉幕府成立後であるが、まずその前提となる平安末までの山北郷の歴史的位置を確認

しておこう。山北郷はいわゆる和名抄郷ではなく、郷名の中世所領である。

中世史料に登場する玉名郡の郷には玉名東郷、同西郷と山北郷があるが、東、

西、あるいは南・北といった形での郷の分化は、一般に十世紀末から十一世紀初頭の比較的短期間に進行したことが既往の研究で明らかにされている。

これらの郷は十世紀末、國家への上納物が代物によって納められるようにな

り、從来の調物使などの税目別国使は一本化され取納使がおかれて、郡司は郡

内の徵稅責任を追及されるようになり、一員化する。郷の分割は一員郡司化

にともなう郡の再編であった。玉名東・西郷も十世紀から十一世紀前半に取

納体制の変化として成立したものであったと考えられる。

これに対し山北郷は、十二世紀後半に確立する中世の莊園・公領の一つ

であった。中世玉名郡の莊園・公領について、「新撰事蹟通考」などの近世

地誌は、いずれも玉名郡の村々を、山北郷・玉名莊・大野莊・江田莊・東郷

弥莊・千田莊・白間野莊・伊倉御宝莊・野原莊に所属させている。この区分

は慶長九年（一六〇四）の青びょうし玉名郡先高物成御帳（県立図書館所蔵）

までさかのぼる。明治十年代の「玉名郡誌」も「莊郷」として「中古山北

ノ一郷ト伊倉・大野・野原・白間・玉名東郷・江田・千田ノ八莊二分ツ」と

している。しかしこのうち千田莊は中世は山庭郷であつた可能性が高い。一方、東郷弥莊と伊倉御宝莊の呼称は中世には全くない。そして江田莊と東郷

莊は、莊園制が解体する南北朝後期以降に見られるもので、本来は王家領（仁

和寺領）玉名莊内の地域呼称であった。この玉名莊は、近世地誌以来知られ

ていた大宰府天満宮安樂寺領の玉名莊とは別の、より広大な地域を占める王

家領莊園であった。

従つて中世玉名郡は、山北郷・伊倉莊（保・別府）・大野莊（別府）・野原

莊・白間野莊・安樂寺領玉名莊・王家領（仁和寺領）玉名莊の一郷六莊とい

う体制が、莊園公領制下の基本的枠組であったと思われる。

しかしながら山北郷は平安時代にはまったく見えない。山北の史料上の初見は、寛元々年（一二四三）の関東下知状（史料二）に引用されている安貞

三年（一二二九）正月の相良頼景の書状に、「山井山北内武所」とあるもの

である。山井は「果新莊内山井名」であったが、山北については郷とも名と

も書かれていない。しかし山北が郷名の中世所領であったことは、南北朝期

正平二年（一三四七）の中院定平・御教書（史料四）に、相良氏の由緒の所

領名として、遠江國相良莊や播磨國須河莊などとならんで、「山北郷」が見

えることから確かであろう。山北郷は郡内唯一のまとまつた国領であった。

しかしながら山北郷が国領となつたのかはわからない。田邊哲夫は白木の

山北八幡宮の縁起「史記」の記事などを参考に、何人も肥後国司を輩出し

た丹南錆物師で有名な河内丹南を本質とする多治比氏が、新興製鉄地に着目

して進出したことで、山北の地が国衛と強く結び付けられることになったの

ではないかという。縁起によると多治比氏が同社の祠官を世襲したが、菊池

隆直から菊池郡伊牟田の地を寄進され伊牟田姓を名乗るよう命じられ、以来

伊牟田姓を名乗つたといふ。これは祠官家の伝承であつて、直接国衛との関

係を示すものではないが、郡内唯一の国衛として山北郷が存続した背景に、山北の在地の勢力が国衛と強い関係で結ばれていたことは認められよう。

ところでさきに山北の地名の史料上の初見は鎌倉前期の安貞三年といつた

が、地名自体はかなり以前にさかのぼるであろう。元亨元年（一二三二）三月三日阿蘇社進納物注文（阿蘇家文書）に「權大宮司とり中候初米所々」と

して、「このは、山きた、いなさ、わた、つちはし、おた、えた、しろいし、

たまな、はさま、たかせ、いくら、たかみち、おうの、うすまな、みんなのせき、きたのせき」があげられている。これらの所は一の宮である阿蘇社への初穂米のうち椎大宮司取分の負担地域であるが、中世の莊園公領名ではなく、それより前から国衙が賦課対象とした実態的な基本単位地名であろう。中世山北郷は莊園化しなかつたことでその単位地名が公領の名称（郷）として生きつづけたのである。

なお中世山北郷の範囲であるが、慶長九年の先高物成帳が山北郷としているのは、木葉村・安楽寺村・稻佐村・二俣村・白木村・西安寺村の六村である。このうち安楽寺村一帯は、中世には安楽寺領玉名荘で現在も玉名市である。中世の玉東は稻佐・木葉・山北の三地域に分けられるが、このうち山北は大字西安寺・上和田と二俣の大部を占め、棚田と小河川沿いの僅かな田地の外は、畠地と山野を主とする地域であつたと見られる。相良氏が得た所領も初発においてはそれら限られた地域であつたろう。次項でふれる西安寺石堂碑文は山北郷を三十五丁とする。なによりの不明だが、当初の所領はこの程度だつたか。ただ南北朝期以降山北郷と呼ばれたものは、稻佐や木葉などをふくめたほぼ今日の玉東町域を指していたのではないかうか。

三 山北相良氏について

この山北郷を領した相良氏最初の領主とされるのが、肥後相良氏の始祖頼景の三男とされる頼平である。そして問題の鎌倉三塔中、もっとも古い「正嘉元年丁巳八月日 當寺大檀那、遠江國住人相良五郎左衛門入道淨信」の銘文をもつ二号塔の淨信が頼平の法名と見られている。

この頼平の名が大日本古文書の相良家文書に見えるのは、「肥後国山北西安寺石堂碑文」の端裏書をもつ古文書である（史料三）。

これには遠州より兄弟三人が鎮西に下行したとし、嫡子相良三郎長頼、二男相良宗頼、三男相良頼平の名を挙げ、二男の領地と三男の領地の明細を書いている。三男頼平の領地は山北郷三十五丁、屋氣村十二町、板井村三十三丁、筑後国三池郡玉村、今村、山崎村六丁、中浦村があげられている。これら頼平分の各地は、山北郷以外は現在地の比定は困難であり、筑後三池郡の各村にいたつては、後述する明らかに頼平の子孫の領有がみとめられる弥富、倉永の両名との関係はもちろん、三池郡内の現地名とも全くつながらない。この石堂碑文について、荻野三七彦は本文部分の書体は鎌倉後期のものとみられるとしたが¹⁰、大城は三池郡四か村の地名がどれ一つ今日に伝わらぬこと、三池郡という表記は鎌倉期には見られないことなどから、この文書は中世末ごろ何らかの伝承にもとづいて書かれたものとして、鎌倉期の実態を示す史料としては利用できないとする、そのとおりであると思う。

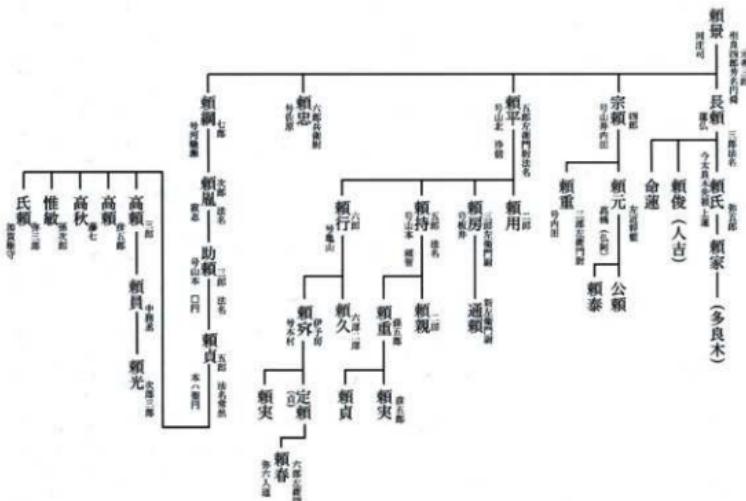
なお、「しき碑」の存在も、地元での徹底的な調査によつても確認されていない。ただ頼平の所領が筑後三池郡などにあつたことは、以下紹介するように、確実な史料からも確認される。

山北相良氏の実態は、阿蘇品が紹介した相良家庶家文書写および系図、そして昭和四年瀬野精一郎編「肥後国三瀬庄史料」（九州莊園史料叢書）に紹介された文永十一年（一二七四）七月一日の筑後国守護所直人注進目録と同日付筑後守護大友頼泰請文（史料七・八）等による大城の研究でかなり明らかとなつた。以下その大要を記す。

10) 向田文書の当該史料は、筑後国の三瀬荘と三毛荘において、得宗勢力

の浸透の中から起こつて来た在地争奪に關し、筑後守護大友頼泰が守護所に事実關係の調査を命じたものへの報告書の類であり、現状は両莊分が一部欠落のまま裂ぎ縫がれています。この中の三毛莊の部分に、頬行・頬持・頬国・頬久などの人名が散見される。これらの人物を相良庶家系図と照合すると、頬國以外の三人はいずれも頬平の子または孫であることがわかり、彼等は三毛莊北郷（現大牟田市内）の倉永名・弥富名などを知行していた。そして守護所の報告では、弥富名内の元頬久分田地二十町一反二丈について、「田所注文の如くんば、畠地の員數においては不明、頬持・頬行所帶の頬平讓状を披見せらるべきか」と述べている。弥富名は頬持・頬行らが父頬平から譲られたものだったのです。頬平は山北以外に三毛莊北郷内にも弥富名・倉永名等を領知し、子息らに譲ったのです。この注文目録と同じ日付の大友頬泰の請文には、「惣庄沙汰人ならびに本新地頭方」という文言があり、注文目録には、弥富名内の福丸管（昔は海中に立てる魚獲用の仕掛け）を、地頭の神兵衛尉実景が横領していると頬持・頬行が主張しているところからみて、頬持らが本地頭であったろう。つまり頬平の権利は地頭職であつたとみられる。そしてこの相論は、頬平から子息等に譲られたあと、その半分（頬国・頬久領）が得宗（前武州＝北条長時）分とされたことに関連する新地頭神兵衛尉実景の権限ともからんで起こつたものであった。

この相論がどう展開したかは鎌倉時代にはまったく史料がなく分からぬ。しかし、南北朝期までは相良氏の三池莊北郷についての権益は部分的ながら維持された。建武元年（一二三四年）七月廿二日、沙弥聖圓は養子の又千世丸に、三池莊北郷山本村内の三か所老町五段を譲与している。（史料九本文書以後「三池莊」と見えるが、いざれも写である。）



相良氏系図（阿蘇品保氏所蔵「宮本相良庶家系図」を中心に作成）

さらに聖圓は貞和三年（一三四七）十月八日、孫子の鶴寿丸に同じく三池莊北郷内尾尻山本村内の田地二町三丈と屋敷一所および安行名三分一地頭職を譲与し（史料一〇）、これについて翌年五月廿七日足利直義が安堵の下文を与えている（史料一一）。この沙汰聖圓は相良庶家系図によると、頼平の第七郎頼綱系の頼貞とされている。そしてその嫡孫に中務丞頼員がいて、延文元年（一三五六）六月三日北朝の後光嚴天皇から中務丞に補せられている（史料一五）。おそらくは聖圓の子三郎高頼が早逝したのである。一方の養子又千世丸は系図上誰に比定出来るか分からぬ。相良庶家文書と系図は、系図に見る通り頼平流の三池莊北郷を領知した山本ないし亀山系のものである。そして特に頼貞（聖圓）の子孫について詳しく述べられており、この系統のものかと思われる。ただまことに検討を要することは、頼貞の名が頼綱系と頼持系両方に見え、しかも頼持について「号山本」とあり、頼綱流の頼貞の先代頼にも「号山本」と注記されていることである。このことから大城は、聖圓頼貞は頼持の系統かもしれないとする。頼綱系の方の頼貞についての「法名常然本ハ聖圓」という注記をもつて、両系統の混同に由来する見ることもできるが、聖圓の孫子鶴寿丸への貞和三年の所領譲状と、この鶴寿丸に比定される頼員を中務丞に補任した口宣案（史料一五）の存在、及び頼持系頼貞の後繼者の記載が一切見られないことから、彼が頼綱系を継承したこととも考えられる。

そして、貞和六年（一三五〇）三月足利直冬は、一色道猷を討つため相良孫次郎なるものに出陣を求めている（史料一二）。系図によると、聖圓の第四子惟敏に孫次郎と注記されている。ついで同年十月八日には相良勇六永頼が「亀山内本村田畠屋敷山野（河脱カ）海井三原西田地老町五段屋敷宅

所地頭職」の安堵を足利直冬にもとめ、安堵されている（史料一三）。勇六永頼の名は系図には見えないが、大城は庶家文書中に見える「三池北郷弥富名亀山相伝次第」と題する系図（史料一六）に見える「伊予房 号本村」の注記をもつ頼行系の頼舜の子で「孫六入道」の注記をもつ貞（定）頼に比定されるかもしだれぬ（弥六と孫六の誤写）としている。そしてさらに永徳二年（一三八二）八月、今川仲秋は三池北郷弥富名について、当給人小倉兵部少輔の知行を退け、相良左衛門入道への返付を命じている（史料一四）。大城は彼を亀山相伝次第に、「六郎左衛門尉 孫六入道」と注記されている頼春に比定している。いずれも従うべき見解と思われる。

これを最後に三池相良氏の史料は途絶える。「豊西説話卷三」によると、

その後相良大和頼勝が後に移り大友氏に仕え、相良頼俊と号し、日田郡中城村に住したという。

以上綴述して来た頼平流相良氏の流れを示す史料は、すべて筑後三池莊北郷関係のものばかりであって、肝心の山北本宗の動きを示すものはまつたくない。一度、相良氏の九州支配の始源に立ち帰つて考えて行くことが求められる。

四 相良氏の山北領知

(一) 山井・山北領知のはじまり

前述のように相良氏の山北郷領有を示す最初の史料は、寛元元（一二四三）年十二月廿三日の関東下知状（史料一）である。本状は相良三郎兵衛尉頼重（前揚の相良庶家系図は三郎左衛門尉としている）と伯父の三郎長頼（法名蓮舟）

の相論についての裁許状である。その第一項「肥後国泉新庄内山井名事」の中に、頼重申す如くんばとして、「件の名は祖父頼景法師の所領なり、親父宗頼これを譲得て四十余年知行の處、去る嘉祐三年（一二二七）三月譲状並びに契状を書き置き死去の間、彼状に任せて頼重伝領すべきの處、舍兄頼元濫訴の刻、安貞二年（一二二八）十二月本主頼景頼重に譲り給うの時、嫡子蓮仏加判し畢ぬ。而るに仁治二年（一二四一）十二月頼重、頼元妻女を密懐の由無実を申付け押領せしむ」とあり、蓮仏は「宗頼が未処分で死去したので、頼景が頼元・頼重に所領を配分した時、蓮仏が（惣領として）加判した。頼景の頼元への譲状には頼元・頼重不和の時はこの所領を悔返し長頼知行すべし」とある、また頼景の安貞三年正月の自分への譲状には、「長頼一期の間は、背命の時は「山井山北内式所」の所知は悔返し、長頼の沙汰とすべし」とある、と主張している。山井名の所領は、嘉祐三年宗頼が譲状を書き死去するまで四十余年というから、その始源は、文治元年（一一八五）にさかのぼることになる。宗頼死後、頼景が改めて頼重に譲与した安貞二年や頼景の蓮仮死の譲状の安貞三年正月からみても、頼景の山井名領有が鎌倉幕府の成立する文治年間にさかのぼることは明らかである。この相論の対象は、山井名についてであるが、長頼提出の頼景譲状に「山井山北内式所」とあるところからみて、山井も山北も文治年間以来頼景が領知し、宗頼らに譲与したものとみてよからう。

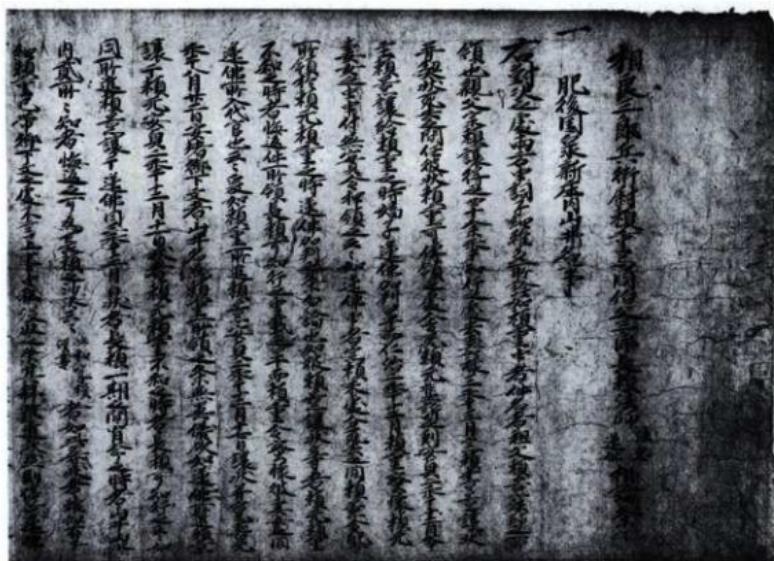
なお、蓮仏あての安貞三年正月の譲状は、大城の主張通り山井・山北をふくめた所領全体についての蓮仏（長頼）の惣領権を認めたものであって、山井山北そのものを譲与したものではない。

頼景の山井名領有の始まりについてもう一つ参考となる史料がある。鎌倉

初期のものと思われる石清水八幡宮文書目録（史料五）の中に次の二点の文書名が記されている。「山鹿北郷被付寄進状、將軍家消息」元暦二年八月、肥後国安富領内山鹿北郷百丁將軍家寄文、この二通は同じ事態に関わる文書であり、「山鹿北郷百丁」は他に山鹿郡内に石清水八幡宮寺の所領はないので、同宮寺領である泉荘の成立・発展と関連するものと考えられる。安富というものは平頼盛の仮（墓）名であり、安富領は公領の中で頼盛が一定の私的権益を持つ所領で、肥後・筑前・肥前の各國に確認される。これらは頼盛が平家の全盛期に、鎮西諸国に確保した所領群の総称であつたと判断される。平家が都落し朝敵となると、それらは没官領となつた。頼盛は母池神尼がかつて頼朝の命乞いをしたことから、平家一門の中で孤立し、都落ちに加わらずやがて鎌倉の庇護を受ける。

寿永三年（一一八四）四月、頼朝は後白河上皇から送られてきた没官領注文のうち一七か所を頼盛に返付した（吾妻鏡・久我家文書）。この中にのちに蓮華王院一八条院領の人吉莊となる「球磨白間野莊」がふくまれていた。頼盛は八条院司でもあつたところから八条院関係の頼盛領が返付されたのである。そして同年八月山鹿北郷安富領百町が石清水八幡宮寺に寄進されたのだった。

泉荘には本荘と新荘があり、本荘は現山鹿市鹿本町の高橋・津袋・庄の一帯で、ほぼ旧稻田村の村域にあたる。一方山井名を主体とする新荘は、同市菊鹿町の旧六郷・内田両村域にあたる。本・新両荘はその成立の由来を異にするが、大治三年（一一三三）、以降は、ともに宇佐弥勒寺領として石清水八幡宮寺の管下にあつた。ともに山鹿郡の菊池川以北で、山鹿北郷に属するとみてよい。安富領百町がどちらであるか、双方分であるかわからぬのが、



関東下知状・相良家文書（慶應義塾大学図書館蔵）

者何不令其具錄本錢之有達使財主有其歸收早傳頤量並許達使等公

卷之二

李密

左領事考外父楊公諱子文居處僅存於今覽其遺物

家事不改進休是其一也取後財作之大半子細一核算

癸卯年仲冬月
余偶得此石
其形如人
故名人形石

故謂之「不妄合」。論者以其上當而未定，令急參平，方能為之。

從植重華園橘子頃見有領石衣之名。每件作以玉作盆，置於橘子盆中，富貴也。

宋守猪齋不題其之前下筆之間未有父子輩接不周者

卷之三
行氣篇

古事記傳

頬重令領掌件他矣

一
痕物事

右銀鑄金口名鑄于正月造佛像宣教寺等處之上相重文之有鑄錄

一類是奇馬罕是今臺灣金門鄉管平半，連半島連佛子頭兩代皆治之。

卷之三

在山中同^一林公退休^二是日始得此^三因^四即^五草堂^六於^七金華^八之^九山^十中^{十一}作^{十二}此^{十三}詩^{十四}以^{十五}紀^{十六}其^{十七}事^{十八}于^{十九}是^{二十}日^{廿一}歸^{廿二}也^{廿三}時^{廿四}人^{廿五}不^{廿六}知^{廿七}也^{廿八}故^{廿九}題^{三十}於^{卅一}草^{卅二}堂^{卅三}也^{卅四}

以前五箇條係雙合版外下部

寃元元季十二月三日武威寺

百町という概数表示であるので、或いは泉庄の公田数であつたかも知れない。

そもそも本荘にしろ新莊にしろ排他的な一円莊ではなく、半不輸的性格の所領であつたから、安富御の寄進で石清水八幡宮寺領としての性格は強くなつたであろう。そしてこの没官領化と八幡宮寺への寄進の前後に、山井名は勳功地として頼景に給されたのではなかろうか。

山北については全く手がかりがないが、「山井山北内式所」と両者がセツトとして扱われていることからみて、山井と同時に頼景領となつたものとみておきたい。そしてその所領はいわゆる文治勅許以後の歴史の中で地頭職ないしそれに準ずる所領として伝承されていくのである。

(二) 山井・山北の領知形態

前述のように、頼景から宗頼らに譲られた山井・山北等の庶子分所領に対して、嫡子として多良木を中心とし、元久二年(一二〇五)には人吉莊の地頭職を得て、球磨郡を広く領知するにいたった嫡子長頼(蓮仏)は惣領權を行使した。さきの関東下知状の第二項「一、高橋内作田参町 早瀬・小中島両所晶拾余町事」によると、頼重は、「自分の母が蓮仮の娘(出家後の法名蓮)を養育していた。宗頼の死去後、蓮仮は『宗頼勅所領高橋内』を彼の娘に割分けたが、その後娘を取り返し、その所領も管領し公事の沙汰もしない。早く頼重母堂に返すよう命じて欲しい」と主張。蓮仮は「これは宗頼の意志によつて彼の娘に譲ることにしたものである。娘を取り返したというのは虚言で、娘は結婚後夫と離別して尼となつた。その所領を頼重が私用し彼女に宛給さないので、去々年代官を入れた。公事は頼重にかけらるべきもの(頼重の管轄所領ではないから)ではない」という。裁許は、蓮仮が娘は取り返

していないといつて以上、早く娘を頼重母堂のもとに返し、所領を領掌させるべきであるとする。この問題はのちに命蓮代の相良家惣領頼氏と頼重の相論につながっていく(史料二)。

ここで問題は、高橋が「宗頼勅功地」とされ、宗頼の意志で蓮仮の娘に与えていることである。宗頼は父に先立つて早逝しているから、頼景からの相続分の贈与とは考えがたく、たしかに高橋は、宗頼の勅功地だったのであろう。あるいは承久の乱の勅功地であったかもしれない。なお高橋は、のちには「高橋莊」とも呼ばれている。ただしこれが即泉本荘と重なるものであつたかその一部の呼称だったかは不明である。

いまひとつこの関東下知状で注意されるのは、相論の第三項目「一、多良木内 古多良 竹駒 伊久佐上 東光寺以上四箇村事」である。頼重は、この四箇村合せて四十町は、建保二年(一二二二)に頼景が自筆で宗頼に譲つた所であり、宗頼が早逝したので頼景没後は自分が伝承すべきもの、と主張、蓮仮は安貞一年の譲状にもとづき多良木は自分が譲られた所で多良木には宗頼分はない、と主張する。裁許は、建保二年分は先判で、安貞二年八月の譲状が後判であり、それは一二月の安堵の下文で明白であるとして頼重の主張を退けている。つまり、頼景はいつたん建保二年に子息らに分散的に所領を譲り、宗頼にも多良木(球磨)の所領も与えていたが、宗頼死後、安貞二年それを改めて、多良木はすべて長頼分としたのである。その間に承久の乱もあり、宗頼の高橋獲得など、(頼平の筑後国所領もこの間の恩賜地であろう)、一族の所領状況も変化し、それに対応する譲り直しあつたろう。

そしてこれによつて、惣領分と庶子分の所領は地域的に分化し、それぞれ独自性をつよめていくことになるが、惣領長頼としてはそれ故にこそ惣領權

を強く主張し、頼重との相論となつたのではなかろうか。

以上の経過からみた時「山井山北内式所」はどう見るべきであろうか。

大城は安貞三年の頼景讓状は、惣領長頼に与えられたもので、おそらくその文言は、頼景が後事を惣領に託するに際し、長頼の惣領権を保障する内容のものであつた、とすれば「山井山北内式所」とは宗頼に与えた所領だけをいうのではなく、庶子たち、すなわち宗頼・頼平に与えた所領を指すと考えるべきであろう。つまり宗頼には山井と山北の一部を、頼平には山北のうち宗頼分を除く分を与え、ここに山北相良氏が成立した、とする（玉東町史）。納得できる見解である。ただ最終的に山北内一所が、宗頼と頼平に分与されたとする点については異論もあり得よう。建保二年の譲与では山井も山北内二所も宗頼に譲られたが、安貞の譲り直しで、山井と新恩地の高橋は宗頼に、山北は頼平に譲られたとも可能である。その後も史料を遺す内田相良氏の文書中に、山北については全くふれるところがないからである。この点は五輪塔群の人名比定とも関わる問題である。

(三) 山北相良氏の入部時期

三塔銘文の人物比定や建立主体・時期の問題は、相良氏の入部・土着をどうみるか、ともかかわって来る。従来、東国御家人の九州所領への下向土着の時期は、一般的に蒙古襲来の段階以降とみられて来た。たしかに同じ肥後國玉名郡の野原莊地頭小代氏は、蒙古襲来への不安が高まる文永八年（一二七一）下向を命じられている。しかし、小代氏の場合、野原莊は宝治合戦の恩賞地であつて、相良氏とはかなり状況がちがう。相良氏の場合はどうであろうか。

弘長三年（一二六三）六月廿九日の少貳資能請文（史料六）に注目したい。本状は高橋莊（宗頼の勳功地高橋＝泉本莊内）の預所好が、「名主相良左近道子息等井三郎左衛門尉（頼重）」の年貢抑留を訴えたことについて、大宰府における審理状況を報告せよ、との鎌倉幕府の命令への返答である。それには、「故相良左近道子息一郎公頼と舍弟の三郎頼泰それに三郎左衛門尉頼重等に上府（大宰府への出頭）するよう命じたが、公頼は、この問題は自分のみでなく他の頼泰や頼重とも関わるので一緒に上府したい」といて上府しない、頼泰は関東に参上しているといつて返事を出さない、頼重は「傍の訴訟」（別の訴訟）で期限を切つて呼び出されているので関東で説明したい、といつている」と記されている。

この仏阿は泉本莊の高橋郷を宗頼から相続し、高橋氏を称した頼元と考えられる。そして、頼重はその弟の山井名をめぐる相論の主役三郎兵衛門尉頼重以外には考え難い。ただここでは「三郎左衛門尉」とある点不審が残る。それはさておき、彼等は大宰府の法廷に「上府」することを求められている。頼泰と頼重は、鎌倉に行つており、未だ一族土着の段階とはいえないとしても、「上府」を命じられた山井相良氏にとつて、文治の頼景以来の所領泉莊は、事実上本領と觀念されていたのではないか。相良氏の場合、惣領家においても本貫の地遠江国相良莊は、早い段階で拠点となる所領ではなくつたのではないか。相良家文書の中に相良莊に関する史料が全くなく、現地にもはつきりとした関連の石造物すら残らないことは、相良氏が早期に肥後に拠点を移したことを示しているのではないか。そして相良氏が山北の五輪塔をはじめとして、文書においても「遠江園住人」を強調したのも、在地支配への権威付けとともに遙くなつた本貫地への思いがあつたのではないかろう。

か。

相良氏の肥後支配が何時から土着といえる状況になつたかは明らかではないが、私は相良氏に限らず東国武士が西國に所領を得た場合、本格的移住以前、勿論代官をおいたとしても、自身しばしば下向し、所領經營に当つていたと考えている。頼平も正嘉元年の段階で土着といえる状況であったかどうかは不明だが、幾度も現地を訪れ、西安寺を菩提寺化するなど積極的に所領經營に関わっていたのではないか。

(四) 山北相良氏の在地支配

頼平以後山北はその嫡流によって支配されたであろう。系図では頼用が嫡流であるが、その後の記載がなく、二男の三郎左衛門尉頼房が嫡家を継いだとする大城の所見に従いたい。正應塔の淨口を淨願と読むことの当否は不明だが、三塔を山北三代の塔とみることは賛成である。

しかし具体的な山北支配の実態はまったくわからない。「玉東町史」は、現在西安寺側の谷と白木谷が交差する上白木に「城山」、「城林」などの小字があり、立地からみてこの附近に相良氏の居館があり、隣接する「座主」が西安寺の座主坊があつたところとみている。

南北朝以後の山北相良氏の動向はほとんど不明である。南北朝期山北の名が見える史料は、正平二年（一三四七）南朝方の中院定平が、征西將軍宮の肥後人國を目前にして、相良氏の惣領である人吉の相良定頼に、本領遠江国相良莊・人吉莊北方・肥後國山北郷・播磨國須河莊の安堵を条件に、一族の挙兵合力を呼びかけた文書が相良家文書に伝えられている（史料四）。これらの所領はいずれも、相良氏にとっては鎌倉初期以来の由緒ある所領である

にもかかわらず、当時には全く不知行となつていて所領である。山北郷もやはり領地の及らない土地になつてしまつたものと思われる。一方西安寺には文仲（中）二年（一三七三）の南朝年号をもつ五輪塔（四号塔）が遺されており、當時山北が宮方の支配下にあつたことがわかるが、造立者が相良氏であつたかどうかは不明である。

南北朝統合後、肥後の守護職を安堵された菊池氏による領国支配の中で、肥後北部の国人達は殆どその支配下に組み込まれた。文明二三年（一四八一）菊池重朝が守護府領府で行つた万句連歌には山北掃部助景直が見える。（五〇五）の肥後国諸侍連署起請文写には山北掃部助景直が見える。いずれも国人化した山北相良氏の末裔であろう。

その後の山北氏については、前田・狩野の調査研究がある（玉東町史）。以下その紹介である。山北では菊池氏が没落する天文頃から、大友氏関係の文書が絶て山北氏ではなく西安寺宛になつていて、西安寺墓地に残る板碑に享禄四年（一五三一）以降、因幡日、土佐日など官名を名乗る小名主たちが現れるなどから、すでに山北相良氏は没落し、人吉の相良宗家に頼らざるを得なくなつたものと推定される。永禄年間には「山北大監物允」なる人物が、相良頼房に従つている（八代日記）。さらに文禄の役に際しては頼房の家臣として内田・高橋・山井・山北らが名を連ねている。

そして人吉山北氏の被廢那寺は、相良義陽の菩提寺でもある瑞祥寺で、山北氏累代の墓地や過去帳もある。人吉に移つた時、古文書や系図も所持していたと思われるが、「八代日記」永禄四年九月二十七日条に「山北大監物允方火災ナリ」とあることから、この時焼失したのではないかという。

五 おわりに

以上、西安寺五輪塔の性格や歴史的位置を考える上で必要な歴史的条件を、主として文書資料から検討して来た。決定的史料を欠くため、殆んど新知見を出すことはできなかつた。

最後に三塔についての『玉東町史』によつて既往の研究の要点を示し、若干の私見を述べておこう。

もつとも大きい正嘉元年（一二五七）の二号塔の「相良五郎左衛門入道淨信」を始祖頼平とする点は諸説一致している。正応元年（一二八八）の三号塔の「相良左衛門入道淨□」、嘉元二年（一二〇四）の一號塔の「相良左衛門入道淨位」は、「古塔調査録」までの研究では、ともに内田相良系の宗頼・頼重に比定して来たのに対し、田邊『西安寺の調査』は建立者がともに三郎左衛門であることから、三号塔の淨□も同じく淨位ではないかとする。そして両塔は形式的に差異がないとし、巨大五輪塔が鎌倉末期に流行したことから、正嘉塔も頼平自身の造塔ではなく、三郎左衛門尉が始祖の名を借り建立したものとみている。

町史編纂に当り地元の前田・狩野は銘文を再検討し、正応塔の淨□は淨願ではないかとし、内田相良氏系図の一本に頼平の子として「三郎左衛門尉」が見えるところから、淨願をこれに比定し、淨位はその子である。すなわち三塔は淨信・淨願・淨位三代の塔とした。

これに対し、大城は、前引の相良庶家系図で頼平の次子頼房が三郎左衛門尉を称していることから、淨□をこれに比定する。頼房は板井と号している点が問題だが、系図で頼平の長子頼用のあとが途切れていることから、頼用

は早逝し、頼房が山北を継いだのではないか、「西安寺の調査」は、嘉元塔と正応塔とは同人物と見ているが、別人とも考えられる。年代的には頼房の子を見るのが自然であるが、頼房の子通頼は新左衛門を称しているので、むづかにこれに当たることは出来ず、なお検討を要するとしている。

ちなみに「歴代参考下書」は板井三郎頼房を頼平の「嫡」としている（史料一七）。

各塔の造立時期は何時か。とくにもつとも早い正嘉元年塔を頼平自身の造立とみるか否かは、山北相良氏の九州下向の時期にもかかわる。「西安寺の調査」は、九州への東国御家人の下向土着が一般に蒙古襲来以降であること、三塔が形式的に大差ないこと、巨大五輪塔が鎌倉末に多いことなどから、正嘉塔は頼平自身の造立ではなく、後代の追建であろうとした。大城もまた山北相良氏の下向を元寇を契機とする見、在地支配の開始にとって西安寺の菩提寺化は最重要事であったにちがいない、おそらく下向した頼平の子（頼平はすでに在世していない）によって比較的の早期に造立された、紀年銘の正嘉元年はおそらく頼平の没年であり、造立者は早世した頼用だったかもしれない、としている。

これに対し、前川清一は同じ『玉東町史』の中で、三塔は銘文表記のいくつかの相違点からみて、同一人の作成とは考えられない、追善供養であるならば日付を書く筈である、正嘉塔と正応塔・嘉元塔の間には大きな形態上の相違があり、夫々時代を反映した標準的な五輪塔と見られる、三塔はいずれも紀年銘の年次に、それぞれ記名の当主によって造立された逆修塔である、としている。

前川は自説の根拠として、山北郷に隣接する次の玉名市伊倉の本堂山五輪

塔群から、宇佐公長塔と公満塔を紹介している。^⑤

(一) □宇佐 □長現 □時、為臨生極樂自造 □塔婆也、文應元年庚申八月彼岸日

(二) 伊倉本地主宇佐公満墓、為滅罪生善決定淨土 先承久元年五月十六日死、

今文應元年秋彼岸改葬

明らかに(一)は施主自身造立の逆修塔、(二)は供養塔である。両塔はともに文應元年(一二六〇)彼岸に当つて造立されており、おそらくは公長が、或いは祖父に当るかもしれない伊倉宇佐氏の本主公満の四〇回忌に当り、改めて墓塔を造り、併せて自己の逆修塔を作つたものと考えられる。文應元年は正嘉元年の三年後であり、この時期前川が言うように、玉名地方では方々で大五輪塔の造立が行われていたのである。そして逆修塔は必ずしも死期が迫つてから造るものではなく、何らかの機縁で(ここでは公満墓の改葬)造立するものであった、とすれば、西安寺の諸塔をいずれも当該年に造られた逆修塔とする前川の主張は納得できる。

正嘉二年は淨信・頼平の没年ではなく、嘉元々年も淨年の没年でもないのである。ともにより後年まで生存したのである。

この前川の見解は、頼平以下山北相良氏にとって、頼景からの相続以来、この山北の所領が事実上の本領であり、本格的土着の時期は不明だが、早くから積極的に所領經營に当つたとみる私見からみても支持されるし、三塔を山北三代の塔とする見解とも整合するであろう。

注

①阿蘇品保夫「相良氏庶家文書について」(『社会科とその周辺』一九六二年)

②大城美智信・新藤東洋男著『三池・大牟田の歴史』II庄園の発達と郷土の武士たち、大城「山北相良氏について」(『歴史玉名』一五号)

③玉東町「町史編纂ニユース」第三二号・二五号

④『玉東町史』通史編第三編第五章『石に刻んだ文字と造形』

⑤「相良家文書にみる『碑文』・文書」(『日本歴史』三九四号 一九八一年)

⑥銘文の読みは本書研究編で修正されたものを掲出した。

III 資史料編

一 山北相良氏関連文書

一 開東下知狀。相良家文書

○コノ文書、紙縦目ゴトニ、裏花押「某」アリ。

三郎ひやうへのさゝの御けちの志やう

相良三郎兵衛御重與同伯父三郎長賴法師蓮佛相論條々

肥後國新庄内山井名事

右、對決之處、兩方申詞子細雖多所説、如賴重中者件名者、祖父賴景法師之所領也、賴父宗賴得之、四十余季知行之處、去嘉靖三年三月、宗賴書置讓狀并契狀、死去之間、任彼狀相重可傳領之處、舍兄賴元萬訴之刻、安貞二年十二月、本主賴景讓給賴重中時、嫡子蓮佛加判舉、而仁治二年十二月、賴重懷賴元妻女之由、中付無質、合押領之云々、如蓮佛申者、宗賴未處分死去之間、賴景令分配所領於賴元賴重中時、蓮佛加判之案勿論也、如彼相景讓狀等者、賴元賴重不和之時者、悔返所領、長賴可知行之由報之舉、而賴重令廢換被妻女之間、蓮佛所入代官也云々、爰如賴重所領於嘉靖二年十二月十七日讓狀并寃言、安貞二年十二月廿二日安堵御下文者、山井名爲賴重所領之案、無異儀數、如蓮佛所進

賴景讓于賴元安貞二年十二月十一日狀者、賴元賴重不和之時者、長賴可知行之云々、如同所進賴景讓于蓮佛同三年正月日狀者、長賴一期之間、肯命之時者、山井山北内戸所々知者悔返之、可爲長賴之沙汰云々、如柏子者、如此等狀者、雖似有子細、賴重已帶御下文之處、不言上事由、私沒收之案、其科難過、然則管止蓮佛之押領、賴重一向雖可領掌件山井名、重懷賴元妻女之間、依彼科、當半分者所被補他人也、今半分者賴重可領之矣、次蓮佛押領名之上、依他事致猶稱之間、所被割召所領當國人吉庄半分也矣、

一 高橋内作田參町 早瀬 小中鷗所島拾余町事

右、如賴重中者、蓮佛娘者、自幼少賴重母堂令義育之處、父宗賴死去之後、爲蓮佛之計、

宗賴勤功所領高橋内、割分之、令讓彼銀單、而蓮佛取返件報之上、管領所領不及公事沙汰之条、其自由也、早賴重母堂可領知之由、欲被割下云々、如蓮佛中者、宗賴見存之時、可分讓被村々の旨依申之、蓮佛所計策也、次取娘由事、虛言也、娘子夫能出之處、難別

之間、成尼畢、至于成人之時、爭可相從哉、次所領年貢者、賴重私用之、不宛給女子之間、去々季所入別代官也、於公事者、全不可輕賴重云々者、蓮佛不返娘之由令申之上者、早可返屬娘於賴重母堂也、於所領者、停止蓮佛之知、件娘可領掌之矣、

多良木内 古多良 竹鶴 伊久佐上 東光寺以上四箇村事

右、如賴重中者、件四箇村并田地四十町者、去建保二年賴景以自筆讓与宗賴之處、先于父令死去畢、仍賴景一期之後者、賴重可傳領之處、蓮佛令押領之云々、如蓮佛申者件四箇村宗賴至不讓得之、被多良木者蓮佛讀得之、給安堵御下畢、^ニ賴景讓与所領於宗賴、同申成安堵御下文之時、件四箇村不書入之處云々、爰賴重所進賴景建保二年讓狀者、爲先判之上、不帶御下文辭、蓮佛所進安貞二年八月賴景讓于蓮佛并宗賴之狀者、爲後判之上、同季十二月安堵御下文明鏡也、被四箇村宗賴若於讓得者、何不書入安貞讓狀哉之旨、蓮佛所申有其謂歟、早停止賴重之漢訴、蓮佛可令押掌四箇村也矣、

一 京地破小路事

右、如賴重中者、件地者、賴景讓与京女房之處、彼女房入置出舉質、欲流入之時、宗賴請出之可知行之旨、女房令申之間、調出之單、件證文等者、賴重傳領之處、去寃言二年之比、蓮佛可見證文之由申之、乞取之後、所押領也、此等子細可被行起請歟云々、如蓮佛申者、件地者、以蓮佛米麥拾石報父賴景賈取舉、使者眞有權法師也、而賴景讓京女房由事、宗賴請留由事、蓮佛乞取文書由事、併虛言也、於起請文者、一人證書之、不可及合論起請、其上宗賴未處分死去畢、若誰爲宗賴地、賴重經閑娘子賴元可領知之哉云々者、件地事、以蓮佛之直物、賴景讓賈取之由、不帶指手繩、不可領掌之上、通申起請之間、旁不及子細款、但賴重閑娘子賴元爭可知行之旨、蓮佛雖中之、如賴重所進蓮佛遣平左衛門尉盛綱許七月廿七日付安貞書狀者、親存生之時者、賴元仁善可預給所領之由不申之云々以是者、乍見此狀、何可變洞哉之由、賴重所申有其謂歟、然則停止蓮佛之押領、賴重可令押掌地矣、

一 捐物事

右、如賴重中者、蓮佛娘者、自幼少賴重母堂令義育之處、父宗賴死去之後、爲蓮佛之計、

宗賴勤功所領高橋内、割分之、令讓彼銀單、而蓮佛取返件報之上、管領所領不及公事沙汰之条、其自由也、早賴重母堂可領知之由、欲被割下云々、如蓮佛中者、宗賴見存之時、可分讓被村々の旨依申之、蓮佛所計策也、次取娘由事、虛言也、娘子夫能出之處、難別

間、所召取也。次釜壺口者、百姓亦華一送召人之間、取之畢、此外人馬全不知及之云々

者件。^ノ華別當一類爲清元妻女下人否事、又其外人馬令即留否事、仰守護所被尋究之後可有左右也。次釜壺口令取事、清元承伏畢、早可返与本主矣。

以前五箇条、依謙倉殿仰、下知如件。

寛元元年十一月廿三日

武藏守平朝臣
(花押)

二 國策下知狀。相良家文書

○コノ文書 紙幅目才トニ、裏花押^{ササシ}アリ。

尼命連代相良弥部頼氏与相良三郎兵衛尉頼重相論兩条

一 塚町貳段事

右對決之處、如賴氏申者、件田事、寛元實治兩度御下知明白也、而背被御下知、命蓮分田參町内塚町貳段、爲賴重之計、居置百姓、令耕作之間、可并所當之由、加催促之處、依不弁之、致苦法責之類、實治二年九月十七日攝取政高所從二人里其内一人李子夫於櫻倉擬令賣買之間、同十二月廿三日逐來賴氏之許舉、音二箇度御下知之類、銀錠也、于塚町貳段事者、任兩度御下知狀、欲蒙御成敗、至所從事者、有尋御沙汰、欲被行所當罪科云々、如賴重中者、於名田者、任被御下知狀、命蓮知行所領之上、令居住養母^{母娘}之許舉、何可有違背御下知之儀哉、而忽改母子之儀、命蓮成敗對之上、母尼廿餘年耕作來塚町令居置年來下人之處、實治二年九月比以卅餘人之勢、切壞母尼下人宅、令搬置下女一人云々、其子細見守護所并預所返狀、爭無銀錠之咎哉、次擬賣下人由事、被奴者爲狼藉張本之間、爲被尋聞食、母尼依令進上件下人、以彼申狀、賴重實治二年十一月比令付武藤左衛門尉舉、件男逃失之間、相尋之處、賴氏許有之云々、注載夫名嗣進舉、爭可擬賣哉、所詮母子敵對事、御式目分明也云々、如賴氏申者、不違御下知由事虛謬也、實治二年十一月十二日夜、以賴重中代官小塚二井定使伴藤、令茹取作毛筆、不押頸件田者、爭如然可致沙汰哉、次勘取女一人由事、不可并件田所當於命蓮方之由、以小塚二井被相觸

間、不及力之由、作人依令申、爲身代令取安輩人畢、次切破母尼下人宅之案、見守護井預所返狀云々、件田者爲命蓮所領内之案、賴重承伏之處、何母尼耕作之由可申之哉、且切

破下人宅事、虛謬也、又守護井預所返狀事、就上請尋不申子細之間、不足證文歟云々、如

賴重中者、夜中茹取由事、虛謬也、且母尼下人耕作之間、可并所當之由、加下知舉、次晶事爲命蓮所領内之案勿論也、雖然、可優如母尼之處、命蓮押取之、令茹取之案、無其謂云々者、命蓮分早瀬小中鳩事、寛元實治兩度御命蓮御成敗事、而押作件田之案、無其謂、所詮彼塚町貳段事、命蓮不可有相違此上請令遣青御下知者、可被處罰科也、次或揃取下人、或切破宅由事、爲枝葉之上、爲相手張藉歟、仍不及御沙汰矣。

一 被押懸命蓮分所當公事由事

右、如賴重中者、高橋鄉者爲半不輸之地、云國方所當公事、云八幡宮寺所當公事、勤仕兩方所當公事者也、爰命蓮分早瀬小中鳩者、爲當鄉内之間、同所勤仕兩方所役也、而命蓮一向不致其沙汰之間、依被押懸命蓮重、令弁勅跡所當公事之案、難治之次第也云々、如

賴氏申者、當鄉者、以同日調狀、面々被配分單、仍無想領策、何可被懸命蓮分所當公事哉、但、賴重押領兩村之間、其間所當弁勅之斷云々、如賴重中者、被兩村全不押領之、命蓮事可見沙汰之由、母尼令申之間、隨分不見放之、仍所當公事間、賴重所致沙汰也、但實治二年分云、八幡宮寺加徵米井國方所當米云、同年冬祭命蓮不致其沙汰之間所訴申也云々、如賴氏申者、去年所當米同年冬祭事、命蓮代官則澧司弁申云々、如則澧申者、爭不弁件所當哉、但則澧去年九月十六日出國間、濟否事不知之、可相尋也、次同年冬祭事、爲恩役、仍去年冬祭者非命蓮役之間、所不勤仕也云々者、去年所當米事爭可有對拵、守被巡所勤仕之矣、

以前兩條、依謙倉殿仰、下知如件、

建長元年七月十三日

相模守平朝臣
(花押)

陸奥守平朝臣
(花押)

三 肥後國山北西安寺石堂碑文

○相良家文書

「肥後國山北西安寺石堂碑文」

二男山村高橋村

相良宗領地山鹿郡十三丁内田村杉村

下村小原村玉石郡之内野原

内大鳥村赤崎村山田村六丁

筑後國高橋村大塚村三十三丁

豐前國菊池郡肥前之寺井

求「郡人吉知行」

相良三郎長賴嫡子

遠州より兄第三人

三男領地山北郷屋氣村

同郷西下向相良領平板井村筑後三池郡

玉村今村山崎村中浦村

四 中綱定平(?)御教書

○相良家文書

相良兵庫助定親一等令同心、近日可舉義兵之上者、本領遠江國相良庄、肥後國球磨郡人

吉庄北方、同國山北郷、輪磨國須河庄、任殊功、爲恩賞、可令中沙汰之狀如件、

(花押)

正平貳年十一月十二日

五 石清水八幡宮文書目録

○石清水文書(石清水
御宮事裏文書)

第六 天慶文書(石清水 御教書)

謹請

乙一通 保元三年十二月、宮寺庄領領家預所下司公文等子孫斷絕所々、永停止異論、

可付本所 官員

一通 同三年三月、宮寺所領末宮末寺公驗由續、依宣旨注進狀(三官旨乞文)

一通 文治三年九月、依河内國大江御司等訴訟、被停止宮寺之雜役、官旨

一通 安元々年十二月、水成瀬御供田井西山櫻葉寺領山城國敷在田畠等、可停止業

盛之権柄 院廣御下文、

右 去年閏七月八日 御教書、今年正月廿六日到來稱、八幡宮領肥後國高橋庄預所好
秋申、名主相良左近人道子息等并三郎左衛門尉致條修非法田事、檢按宮清法印申狀書
遣之、如狀者、打止徵注、抑留年貰間、可被申分云々、早令尋成敗、且司令注進之狀、
依仰執速如件者、件中分事、任被仰候之旨、且致沙汰、日為令注進言上候、故相良
佐近道佛阿子息二郎公頼、同舍第三郎頼泰并三郎左衛門尉頼重等可令上府之由、相
觸候處、如公頼之退狀者、好秋訴申條々沙汰之間事、非一身事、各別地頭等上府之時、

一通 保元々年十二月 小谷・塙田・開田・淀・川原輪庄等、玄清早可弁済年貢之
由 宣旨

一通 正治元年八月、船曳・有井庄等、雖檢校入減之後、可為後房沙汰之由、宮寺

下文案、

一通 同八月、船曳庄司勤本役注文、

一通 同八月、有井庄同注文、

一通 始依平家追討之悅、被進砂金、又河越庄間事、將軍家消息、壽永三年河越

庄間事 宣旨、

一通 寿永三年、河越庄間事 宣旨、

一通 山鹿北郷被付寄進狀將軍家消息

一通 元暦二年八月、肥後國安富領内山鹿北郷百丁替軍家寄文、

一通 永曆元年四月、地壺一所一町被寄進宮寺 院一御寄文 今六事の旨也、

一通 前、野守源義家加判状(ノミタムサカノシノシテ)

一通 前、野守源義家加判状(ノミタムサカノシノシテ)

○本文書の「-」は朱合点、――――は見せ消字である。

六 少貳(武膳)實能講文

○菊大路家文書

同時令上府、可明申之旨、乍載狀候、終不令上府候、賴泰者、又參上、關東之間、不及返狀候、如賴重之返狀者、依旁訴訟、差日限、給召文之間、依可令參上於關東、可明申之旨、載狀候之間、服御教書之請文、重可令言上之出、好秋所令申候也、仍公賴返事一通、賴重返狀一通、謹以進上仕候、子細各見狀候、且所被嗣下御教書候之便接官滿法印申狀具書等、同副進上候、以此旨、可有御批難候、資能必信謹言、

弘長三年六月十九日

太宰少貳藤原資能

進上 沖左衛門尉殿

彌富名内 三拾貳町四段三丈 領持
同名内 三拾壹町

同名領持 九町二段 領持

已上七拾三町九段貳丈云々

皇數如國領・公文注文者、增三町、如領持等注文減三町無矣、

同彌富名晶地在家事

如國師・公文等同注文者、自領家方不遂候晶之間、□及目數云々

如田所同注文者、

前武州御給分

彌富名内在蒙拾ヶ所

倉水名内在蒙五ヶ所
元國領分、烏鬼目數
已上拾伍ヶ所不分云々

如領持・頼行同注文者、

前武州御給分

彌富名内在蒙九ヶ所見地一束段
食水名内在蒙九ヶ所見地一束段
已上拾八ヶ所元國領

右、如田所同注文者、減三ヶ所、如領持等注文者、增三ヶ所數矣、

如田所同注文者、

如蒙拾三町八段四丈云々、

前武州御給分

彌富名内在蒙拾八ヶ所此彌富名内外田數少々
在之、目數不明

如領持・頼行内注文者、

同山海分 一所

新嘉町四段

此外七段内新嘉町三段
新嘉町四段
新嘉町五段
新嘉町六段
新嘉町七段皆出田西段、又產野庄、

在蒙廿字内新嘉町八ヶ所

田數九拾三町六段

御當名内
分田地貳拾町壹段貳大引之名
田地貳拾町壹段貳大引之名

如白垣士或氏明同月日注文者、
氏明分

右、件讓漏地事、如田所注文者、於晶地員數者不分明、可被披見賴持、賴行所帶
賴平讓狀數云々、如賴持、賴行注文者、以賴持、賴行讓狀內晶地在家事、讓漏之由、田
所掠注也、賴持、賴行分晶地在家事、如讓狀者、不差其壞、彼狀兩通安堵御下文
案嗣進云々、但件晶地事、縱雖有增減、不可爲廣博儀數之由、粗所承及也矣、

彌弓名内
分田地貳拾町壹段貳大引之名
田地貳拾町壹段貳大引之名

如國師、公文同注文者、謂福丸賣北手者、指非田畠、以海中賣号福丸、而南手者讓賴持、
北手者讓賴國之處、賴國分北手者、前武州御給也、然而如當時者、南北共池田村地

頭神兵頭財寶景致□之內、□注文――」
次替得分事、云魚云貝、共地頭分之由、雖承之、不知員數云々、

□□所同注文者、福丸賣北手事、非田畠之地、以賣、南北手稱福丸、而南手者讓賴持
讓得之、北手者爲賴國之分之處、今者前武州御給也、但彼南北手自兩方不立賣之間、

南北共池田村地頭實景當知行也、
次賣得分事、云魚云貝、地頭分也、假令、一年中賣實直法、不過壹、貳貳文數云々、
如賴持、賴行同注文者、福丸賣北手者賴國分、南手者賴持分也、而南北共池田村地
頭實景非分押領也、

次謂海路口者、下被賣取海藻事也、云賣、云海口、實景同押妨之、
次津新者、豈人別錢拾文也、又出歲末者、人別疊疊枚取之、其員數不定云々、

右、福丸賣次第粗如斯矣、

「此外八幡宮敷地貳ヶ所云々、」

念阿分

田地壹町七段内
本田壹町四段

屋敷貳ヶ所
本在新庄子
新庄子安南字

同西信妹木室女分

田地貳段子安南賣知云々、今者留半

目不幾候之故、大概之分限、就此文書、定有御實察候歟之由、且注進、□可究謂底候者、可隨重御候、以此趣、可洩御披露候哉、相泰恐惶謹言、

文永十一年七月一日

前出判

九 相良鑑圓譯状等。豊西説話（南道九〇）

讓与義子又千世丸所

筑後國三池庄北郷山本村内十二條三甲三十一北里九段弐丈、同三十三坪四段弐丈^{木原}、同四甲八坪内谷段充段^{木原}、老丈龟山^{木原元}已上老町五段讓与所也、かの地にをきては聖圓さうてんちきやうさほいなきもの也、しかるに永代をかぎりて、たのさまたけなくちきやうすべし、仍譲状如件

建武元年七月廿二日

沙汰聖圓判

一〇 沙汰聖圓譯状等

○相良庶家文書等（南道二三七八）

讓与 孫子鶴寿丸所

筑後國三池庄北郷内尾尻山本村内田地式町參杖屋敷^{木原}安行名參分毛地頭職事右所々者、所孫子鶴寿丸譲与也、但公家武家御公事者、随分限可令勤仕也、仍譲状如件

貞和三年十月八日

沙汰聖圓（花押影）

一一 足利直義下文等

○相良庶家文書等（南道二四七六）

（花押影）

下 相良鶴寿丸

可令早領知筑後國三池庄北郷内尾尻山本村内田地式町參杖・屋敷^{木原}安行名

參分毛地頭職事

右、任祖父賴貞法師^{木原}去年十月八日譲狀、可令領掌之狀如件

貞和四年五月廿七日

一二 足利直義下文等

○相良庶家文書等（南道二七二二）

爲誅伐一色少輔太郎入道々歎以下野心輩等、所差遣吉見四郎頼甫也、可致忠節之狀如件

貞和六年三月廿四日

（花押影）

相良係次郎殿

○この吉見三郎頼甫は南道では朝房

○相良係次郎を南道は「定長」に比定するがこれは誤り。阿蘇品は山北相良氏筑後系の聖圓の子で鶴寿丸頼員の叔父惟敏に当てる。

一三 相良永經管下文等

○豊西説話（南道二八七二）

筑後國相良旁六永經管上

欲早任傍例下賜安堵御下文全知行當^{木原}龟山内本村畠・屋敷・山野海井三原西田地^{木原}老町五段屋敷^{木原}所地頭職事

右件地頭職永頼重代相傳當知行無相違之地、然早下賜安堵御下文、備後代爲知行言上如件、貞和六年十月八日

貞和六年十一月十二日

足利尊氏^{木原}卿御裏文

任此狀可令領掌、若構不实者、可處罪科之狀如件

貞和六年十一月十二日

判

一四 今川仲秋書状等

○豊西説話

相良六郎左衛門入道中、筑後國三池庄北郷亦富名内外知行事、安堵之上者、退當給人小倉矢部少輔代官、可被聞進請取状者也、恐々謹言

永徳二年八月五日

仲秋判

長瀬美濃守殿

○六郎左衛門尉は大城は本村貢頼（孫六入道永頼）の子頼春と推定。

一五 後光嚴天皇口宣筆写 ○相良庶家文書写（南道三八六九）

大炊御門中納言

延文元年六月三日 官旨

藤原頼員

宜任中務丞

藏人勘解由次官平行知

○相良庶家文書写

筑後国三毛北郷弥富名鬼山相伝次第

系図

相良五郎左衛門尉

頼平 法名 六郎
妻 頼行 法名

頼忠 直頼

妻 氏光 法名

伊予守

三 鬼山六郎頼行

四 佐原六郎頼忠

五 河野七郎頼綱

六 小藤次 長綱

御文書

一、御文書雜反古ノ内ニ在之写

嫡子求二人吉知行相良三郎長頼

綏遠州兄弟三人鎌西下向

建久 年庚午

相良宗頼領知

山井村 高橋村

山鹿郡 内田村 杉村

山下村 小原村 玉名村

野原村 大崎村 赤崎村

山村村 筑後国 高橋村

大塚村 豊前国 菊郡

肥前国寺井

相良頼平領知

山本郷 屋氣村 板井村

筑後国 三池郡 玉村

今村 山崎村 中浦村

一、長頼公者建久九年庚午年肥後國磨御入部、建長六年寅申御逝去、御治世五十七

一七 歴代参考下書

廿一、長頼公御合第銘々二名字御名のり被成候、

二男山井四郎宗頼 号内田相良

息高橋左近侍監頼元、次男内田次郎四郎頼重

三男山北五郎左衛門尉頼平

嫡坂井三郎頼房

二 山本五郎頼持

二 国指定重要文化財の五輪塔一覧

| 名 称 | 所在地 | 年 号(西暦) | 備 考 |
|--------------|------|-------------|--------------------|
| 1 駅幕院五輪塔 | 岩手県 | 仁安4年(1169) | 年代が明らかなものでは、最古銘 |
| 2 五輪塔 | 大分県 | 嘉応2年(1170) | 一石五輪塔 風輪上半分欠損 |
| 3 五輪塔 | 大分県 | 承安2年(1172) | 一石五輪塔 地輪四隅に面取 |
| 4 五輪塔 | 福島県 | 治承2年(1181) | 風空輪を欠損 |
| 5 五輪塔 | 奈良県 | 平安後期 | 水輪が壺型 |
| 6 東大寺五輪塔 | 奈良県 | 鎌倉前期 | 三角錐の火輪(重源関係) |
| 7 文永寺五輪塔 | 長野県 | 弘安6年(1283) | 石室内に安置 |
| 8 五輪塔 | 大分県 | 弘安8年(1285) | 一石五輪塔 |
| 9 安乗寺院五輪塔 | 京都府 | 弘安10年(1287) | |
| 10 五輪塔 | 京都府 | 承応5年(1292) | 風空輪は後補? 永仁・永祿の追銘あり |
| 11 五輪塔 | 神奈川県 | 永仁3年(1295) | 虎御前の墓との伝承あり |
| 12 五輪塔 | 神奈川県 | 永仁3年(1295)頃 | 曾我兄弟の墓との伝承あり |
| 13 五輪塔 | 神奈川県 | 永仁3年(1295)頃 | 曾我兄弟の墓との伝承あり |
| 14 頤安寺五輪塔 | 奈良県 | 永仁5年(1297) | |
| 15 頤安寺五輪塔 | 奈良県 | 永仁5年(1297) | |
| 16 五輪塔 | 神奈川県 | 乾元2年(1303) | |
| 17 頤安寺五輪塔 | 奈良県 | 嘉元元年(1303) | 極楽寺忍性の骨を分骨した骨蔵器を納入 |
| 18 石塔寺五輪塔 | 滋賀県 | 嘉元2年(1304) | |
| 19 淨光寺五輪塔 | 神奈川県 | 嘉元4年(1306) | 多宝寺寛賢の舍利壺を納める |
| 20 極楽寺五輪塔 | 神奈川県 | 延慶3年(1310) | 関東の標準的な五輪塔 |
| 21 一乗寺五輪塔 | 兵庫県 | 元亨元年(1321) | 各輪とも四面に種子を刻む |
| 22 圓成寺五輪塔 | 奈良県 | 元亨元年(1321) | |
| 23 乗禪寺五輪塔 | 愛媛県 | 正中3年(1326) | |
| 24 頤安寺五輪塔 | 奈良県 | 嘉慶元年(1326) | 極楽寺三世善願の骨蔵器を納入 |
| 25 極楽寺忍性塔 | 神奈川県 | 鎌倉後期 | 極楽寺開山忍性の墓 |
| 26 岩船寺五輪塔 | 京都府 | 鎌倉後期 | |
| 27 石清水八幡宮五輪塔 | 京都府 | 鎌倉後期 | 最大級の五輪塔 |
| 28 五輪塔 | 京都府 | 鎌倉後期 | |
| 29 五輪塔 | 京都府 | 鎌倉後期 | |
| 30 岩手寺五輪塔 | 愛媛県 | 鎌倉後期 | 源頼義の供養塔 |
| 31 五輪塔 | 愛媛県 | 鎌倉後期 | |
| 32 五輪塔 | 愛媛県 | 鎌倉後期 | |
| 33 五輪塔 | 愛媛県 | 鎌倉後期 | 銘文有るも風化して読めず |
| 34 頤安寺五輪塔 | 奈良県 | 鎌倉後期～室町前期 | 風空輪を欠損 |
| 35 頤安寺五輪塔 | 奈良県 | 鎌倉後期～室町前期 | 風空輪は別の五輪塔のもの |
| 36 頤安寺五輪塔 | 奈良県 | 鎌倉後期～室町前期 | |
| 37 石塔寺五輪塔 | 滋賀県 | 貞和5年(1349) | |
| 38 菊王院五輪塔 | 石川県 | 室町前期 | 各輪とも四面に種子を刻む |
| 39 泉橋寺五輪塔 | 京都府 | 室町前期 | |
| 40 室生寺五輪塔 | 奈良県 | 室町前期 | |
| 41 乗禪寺五輪塔 | 愛媛県 | 室町前期 | 空輪は後補 |
| 42 乗禪寺五輪塔 | 愛媛県 | 室町前期 | 風空輪は後補? |
| 43 乗禪寺五輪塔 | 愛媛県 | 室町前期 | 風空輪は後補 |
| 44 圓證寺五輪塔 | 奈良県 | 天文19年(1550) | |
| 45 輪王寺慈眼堂廟塔 | 栃木県 | 江戸初期 | 天海僧正の墓 |

※西安寺五輪塔

| 名 称 | 所在地 | 年 号(西暦) | 備 考 |
|-------|--------|---------------|------------------|
| 一 号 塔 | 熊本県玉東町 | 嘉元2年8月日(1304) | 遠江国住人相良三郎左衛門入道淨位 |
| 二 号 塔 | 熊本県玉東町 | 正嘉元年8月日(1257) | 遠江国住人相良五郎左衛門入道淨信 |
| 三 号 塔 | 熊本県玉東町 | 正応元年7月日(1288) | 遠江国住人相良三郎左衛門入道淨口 |

三 西安寺および山北相良氏略年表

| 元号 | 西暦 | 月日 | 事項 |
|-------------------|------|----|----------------------|
| 寿永元 | 一一八四 | | 頼朝、平頼盛に没官領一七か所を返付 |
| 元暦二 | 一一八五 | | 頼朝、山鹿北郷安富領百町を石清水社に寄進 |
| 文治元 | 一一八五 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 文治二 | 一一八六 | | 平頼盛没 |
| 建久三 | 一一九二 | | 球磨御領の片寄 |
| 建久四 | 一一九四 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 建久八 | 一一九七 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 建久九 | 一一九八 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 元久二 | 一二〇五 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 建保二 | 一二一四 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 承久三 | 一二二一 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 嘉禄三 | 一二二七 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 安貞一 | 一二三八 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 安貞三 | 一二三九 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 寛喜元 | 一二三九 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 延応元 | 一二三九 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 仁治二 | 一二四一 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 仁治三 | 一二四二 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 寛元一 | 一二四三 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 正嘉元 | 一二四五 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| 弘長三 | 一二五六 | | 相良頼景、山井・山北を領知するか |
| （石清水水書） | | | |
| 左衛門入道淨 | | | 部文書 |
| 高橋莊をめぐる訴訟への少式資能請文 | | | 幕府、鎮西に所領を持つ御家人に向 |

| | | | |
|-------------------|------|-----|---|
| 文永二 | 一二七四 | 七・一 | 幕府、鎮西に所領を持つ御家人に向 を命ず（小代文書） |
| 正応元 | 一二七八 | 七 | 五輪塔（三号塔）「当寺大權那相良三郎 左衛門入道淨」 |
| 嘉元二 | 一二八八 | 七 | 築後國守護所直人注進目録、築後守護 大友頼泰請文、筑後三池在北郷につい ての「頼平譲状」のこと見ゆ（日向田 |
| 建武元 | 一二九〇 | 八 | 五輪塔（六号塔）「六波羅住諸國三郎左 衛門入道淨位」 |
| 貞和三 | 一二九四 | 七・九 | 五輪塔（六号塔）「六波羅住諸國三郎左 衛門入道淨定智墓」 |
| 貞和四 | 一二九七 | 七・九 | 沙弥聖圓、養子又千世丸に三池北郷山 本村の三箇所を譲与 |
| 貞和六 | 一二九九 | 七・九 | 沙弥聖圓、孫子鶴寿丸に山本本村内の田 地を譲る |
| 永徳二 | 一二〇二 | 七・九 | 右を足利直義安堵 |
| 大永七 | 一二〇五 | 七・九 | 足利直冬、相良孫次郎（惟敏カ）に出 陣を求む |
| 享禄三 | 一二〇七 | 七・九 | 相良永頼、龜山内本村等を足利直冬に 安堵される |
| 永禄五 | 一二〇九 | 七・九 | 今川秋、三池北郷弥富名を相良左衛 門入道に返付するよう命ず |
| 天正八 | 一二一〇 | 七・九 | 円台寺との境論文書 |
| 天正九 | 一二一〇 | 七・九 | 豊臣秀吉九州制庄 |
| 天正一五 | 一二一〇 | 七・九 | 円台寺との境論文書 |
| 寛文四 | 一二一〇 | 七・九 | 円台寺との境論文書 |
| 左衛門入道淨 | | | 円台寺との境論文書 |
| 高橋莊をめぐる訴訟への少式資能請文 | | | 円台寺との境論文書 |
| （石清水水書） | | | 円台寺との境論文書 |
| 西西安寺炎燒 | | | 円台寺との境論文書 |
| 西安寺再建 | | | 円台寺との境論文書 |

IV 編集後記

西安寺五輪塔群は、昭和三八年に田邊哲夫氏を調査委員長として坂本經堯・松本雅明・堀内清治・牛島盛光氏などの当代一流のメンバーで調査がなされ、その調査研究の成果は、昭和四二年に熊本県教育委員会から「熊本県文化財調査報告書第八集」として刊行された。その成果により、昭和四七年六月二一日に熊本県指定重要文化財「西安寺の五輪塔群 附板碑群等」として指定された。また、隣接する建物跡についても同時に「西安寺跡」として県指定史跡となつた。その後、平成に入ると玉東町では「玉東町史」編纂がはじまり、私も金石文の分野で参加し、その成果は、平成五年「玉東町の仏像・石造物」、平成七年「玉東町史」通史編に収録された。

これらの事業により研究の進展が見られたが、西安寺五輪塔群については、一部解釈の分れるところとなり、「玉東町史」には、両論が併記されている。

このたび玉東町では、その後の調査研究に基づく新たな研究成果をまとめ、遺跡・遺構の保存活用に取り組むこととなり、前川がその取り纏めを行うこととなつた。なお、中世の板碑群については、既往の研究にゆずり今回は五輪塔に的を絞つた。

狭川真一氏には、全国的視野に立ち西安寺五輪塔群についての形態的な面から検討していただいた。朽津信明氏には、石材の硬度による分析を行つていただいた。中世史の専門家である工藤敬一氏には、五輪塔を建立した山北相良氏の解明に取り組んでいただいた。なお、筆者は一号塔から三号塔が墓塔ではなく、生前に建立された逆修供養による造塔であること、また、建物遺構から推測できる建物のイメージを、新たに提示した。

これらの論考により、特に五輪塔群のなかの一號塔から三号塔については、わが国における五輪塔の形態や歴史を考える上で、欠かすことのできない貴重な文化財であることが判明した。今後、文化財として相応しい価値付けが行なわれるよう、期待するものである。本書が、正しい歴史理解をすすめ西安寺五輪塔群が郷土の至宝として広く周知活用され、より安全に後世へと引き継がれるよう、環境を整えることへの布石となれば幸いである。

町では、西安寺五輪塔群について、景観に配慮した整備や、石材自体の保全と活用を目的とする委員会の設置、啓発のためのシンポジウムの開催等が検討されている。

さいごに、時間の制約された中でこちあわざく協力いただきました執筆者の各氏に、心から御礼を申し上げます。

前川 清一

執筆者（アイウエオ順）

朽津 信明 （東京文化財研究所 主任研究員）

工藤 敬一 （熊本大学 名誉教授）

狹川 真一 （元興寺文化財研究所 研究部長）

前川 清一 （熊本県立教育センター 教科研修室長）

協力者（アイウエオ順・敬称略）

阿蘇品保夫・池田 朋生・相良 孝子・田尻 孝夫

狩野 昭巳・前田 重治

玉東町事務局

玉東町教育長 小柳 俊介

玉東町教育委員会事務局長 德永 博

玉東町教育委員会審議員 清田 祐幸

玉東町教育委員会 藤本 一之

玉東町文化財保護委員 児玉 博

玉東町文化財保護委員 前田 重治

玉東町文化財保護委員 狩野 昭巳

玉東町文化財保護委員 児玉顯太郎

玉東町文化財保護委員 東原 重則

『肥後国西安寺五輪塔群』

平成二九年二月三〇日 発行
平成二〇年一月 一日 二版

発行 玉東町教育委員会

編集 熊本県玉名郡玉東町白木一一一
電話〇九六八一八五一三六〇九

印刷 株式会社 有明印刷

電話〇九六八一七三一〇五五

